

## 障害関係団体等からの意見・要望等に関する対応策等の状況

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
1	1 相互理解の促進	福祉講話を通じて、障害のある人の理解をお願いしているが、12月の障害者週間などに、県でも障害のある人の正しい理解のために、簡単な支援をお願いしたい。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	1	1	引き続きどのような取り組みが必要か検討しながら取り組んでいきます。
2	1 相互理解の促進	障害のある人に対する見方が厳しく、障害者団体に入ろうという話があっても、家族の反対にあうことがあるので、広報活動を強く打ち出してやっていただけたら。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	1 10 11	1 8 9	
3	1 相互理解の促進	発達障害は障害の程度により支援体制や内容も異なる発達障害の特性を理解してほしい。 自閉症協会(S43設立) LD協会(平成11年) 発達障害者支援法ができてから急速に支援が進んだ。今回のように行政と手を結べる時が来ているのも進歩である。ただ、親が苦しんでいる質は変わらない部分もある。さらなる啓発と理解の促進、支援者のスキルアップをお願いしたい。	新プランに現行施策とともに新規に記載予定	2,3,10,18 4,188,18 9,193,20 1等	2,3,8,174 ,179,180, 184,194 等, 新196	現行施策の拡充として、「対象とする障害の専門性に応じた指導や支援」、「障害の特性に応じた適切な指導や支援」を行うための支援体制の充実、専門的な研修を行うなどとしており、研修内容の一層の充実を図ります。 今後、教員の専門性の向上を一層推進する取り組みとしてプランの新規施策を追加記載。
4	1 相互理解の促進	発達障害のある人の行動が触法(触法行為)になってしまう。警察職員に対する発達障害の特性の理解の促進をしてほしい。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	6	5	今後研修会の企画等検討していきます。
5	1 相互理解の促進	福祉施設の入口さえも段差がある。まだ、たくさんのバリアが存在する。福祉講話だけでなく、中学生、高校生に表にでてもらって、どれだけ暮らしやすい町になっているか。数cmの段差が障害のある人にとって大変なことか、考えてもらうことが重要なことであると思う。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	11 33	9 30	
6	1 相互理解の促進	【一般県民向け障害者人権学習会による理解促進】 「障害のある人の実態を正しく理解してもらうため、障害者週間に合わせて一般県民向け障害者人権学習会を実施することにより、障害のある人の地域生活に対する理解の促進をすすめます。」の新規事業の追加を。	新プランに現行施策を修正し記載予定	4	88	現行施策を拡充。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
7	1 相互理解の促進	共生社会の理念を普及するためには、教員の研修に重きを置いて欲しい。教員に理解を深めて欲しい。	新プランに現行施策とともに新規に記載予定	200 201	193 194 新196	現行施策の拡充として、「教員の専門性及び指導力の向上」に努めること、教員研修の充実に取組むこととしており、障害の特性の理解等の研修内容の一層の充実を図ります。今後、教員の専門性向上を一層推進する取組みとして、プランの新規施策を追加記載。また、山梨県総合教育センターで開講している研修を充実させていきます。
8	1 相互理解の促進	(プランの132, 6について)福祉関係職員や行政関係職員の研修会について、聴覚障害のある人が生活上どのような不便さがあるのか等、どのような研修を行っているのか教えてもらいたい。 また、研修は重要であるが、手話だけで終わるのではなく、聴覚障害のある人がどのようなことで困っているのか実態を学ぶことが大切である。	今後検討します。 (関係機関等と対応について検討していきます。)			社会福祉施設で業務に従事している職員を対象に、各施設区分毎の専門的な知識を習得するための研修、施設での体験研修等を実施中
9	1 相互理解の促進	中途失聴の方で、中途失聴・難聴者協会に加入していない方が多数いると思われるが、協会の存在をどのように周知していくかが課題である。耳鼻科医を通じて紹介してもらおうのが一番良い方法と思われる。	今後検討します。 (聴覚障害者情報センターと対応について検討していきます。)			
10	1 相互理解の促進	手話通訳者は知られているが、要約筆記者はあまり知られていないので、周知してもらいたい。	今後検討します。 (聴覚障害者情報センターと対応について検討していきます。)			
11	1 相互理解の促進	高齢者難聴が多くなっており、これからもっと要約筆記を広める必要がある。また、ろう者が、専門的な勉強をする場合も要約筆記が必要である。	今後検討します。 (聴覚障害者情報センターと対応について検討していきます。)			
12	2 協働体制の整備	「障害をもつ人が参画する地域自立支援協議会等の活用により、保健・福祉・教育といった関係機関の連携システムを構築し、学齢期への移行時、進学時、卒業時などの様々なライフステージにおいて、支援の切れ目が生じないよう連携強化を図ります。」の継続を。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	21	19	
13	2 協働体制の整備	市町村自立支援協議会の設置促進を(県の協力な後押しが必要)	実施済			市町村単独又は、いくつかの市町村が広域的に設置して、既に全県下で設置済みです。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
14	2 協働体制の整備	障害者施設、事業所に係るボランティアのPR、調整、斡旋を県で実施してもらえないか。ボランティアの派遣により一般の方の障害のある人への理解も進むと思われる。	一部実施中。 障害者施設等に係るボランティアの募集等については、個々の施設から要請があれば、ポータルサイト「やまなしNPO情報ネット」や県下330カ所に設置している掲示板「ボランティア・NPOボード」(いずれも県の補助金により山梨県ボランティア・NPOセンターが運営)などの媒体を通じて、全県的な広報を行っています。	参考16	参考14	一般的なボランティアの調整や斡旋については、県としてボランティア全般の登録・派遣制度がないため、実施は難しい。むしろ、市町村社会福祉協議会など地域に根ざした支援機関や関係団体の連携で取組んでいくことが望ましいと考えます。(一部の市町村社協等では、夏休み等に小中学生のボランティア体験の場として地域の障害者施設を訪問しボランティア体験する機会を仲介)
15	3 ユニバーサルデザインの推進	ぼくたち障害のある人と、小中学生、高校生がバリアフリー調査を行なうことは、教育的にもよいことだと思うが、教育委員会があまり協力的でないので、教育委員会に強く働きかけてほしい。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	10 11	8 9	プランの中の体験的活動をを推進していく。バリアフリー調査などについても、高等学校における教育活動の中に積極的に取り入れるよう努めます。
16	3 ユニバーサルデザインの推進	公共の施設を利用する場合、車いすが入れない場所があるので、配慮をお願いしたい。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	22 23 24	20 21 22	県の所管する都市公園においては、園路の段差解消などの整備を計画的に行っております。 また、現在改修中の議事堂や、平成25年度以降改修予定の県庁別館についても、スロープやエレベーターを設置します。
17	3 ユニバーサルデザインの推進	新しい建物を作るときは、障害のある人の意見を聞いて、作るようにしてほしい。市町村にも県から指導していただきたい。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	22 32	20 29	ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を促進するため、平成22年度より県、市町村、民間の建設事業に携る技術系職員対象の研修を実施しています。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
18	3 ユニバーサルデザインの推進	資料を見るとノンステップバスは毎年度5台ずつ導入と書いてあり、23年度末までに68台導入となっているが達成されていない。先日も福祉プラザで会議があったため、ノンステップバスを利用して自宅近くの「十五所」から「貢川交番西」で乗り換え「福祉プラザ」まで行ったが、ノンステップバスの終バスが午後1時であったため、会議の終わった午後3時にはバスを利用して帰ることが出来なかった。 またバス停にノンステップバス表示(L字)がされているが、たまに来ないこともある。障害者の自立や社会参加のためにも環境整備が必要だと思う。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	36	33	ノンステップバスの導入は、国及び県の支援のもと、各バス事業者が車両更新等計画に基づいて進めています。利用者の減少等厳しい経営環境の中、車両更新が先送りとなっており、計画どおりに導入が進んでいません。県では、バス事業者に対して導入推進を要請するとともに、地域の足として重要なバス交通の維持やノンステップバスの更新を目的とし、バス利用促進に取り組んで参ります。 なお、バス事業者に確認したところ、L字表示はノンステップバス表示ではなく、リフト付バスを含むバリアフリー化されたバス表示とのことです。(ノンステップバスが配置できない場合でもリフト付バスを配置)
19	3 ユニバーサルデザインの推進	鉄道駅のバリアフリー化の関係で、無人駅でも電光掲示板などで情報の表示をしてもらいたい(音のアナウンスだけでは聴覚障害のある人には分からない)。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	37	34	県、沿線市町村、鉄道事業者で構成される身延線沿線活性化促進協議会などを通じて、要望を伝えて参ります。
20	3 ユニバーサルデザインの推進	駅等のバリアフリー化(構内放送や電光掲示板等)を進めて欲しい。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	37	34	県、沿線市町村、鉄道事業者で構成される身延線沿線活性化促進協議会などを通じて、要望を伝えて参ります。
21	3 ユニバーサルデザインの推進	バスで次におりる場所を電光掲示板で示して欲しい(夜間暗くなってからは、どこを走っているのかよく分からず、音声では聞こえにくい)。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	37	34	電光掲示板の導入は、バス事業者が車両更新計画と併せて進めています。利用者の減少等厳しい経営環境の中、車両更新が先送りとなっており、計画どおりに導入が進んでいません。県では、バス事業者に対して導入推進を要請するとともに、地域の足として重要なバス交通の維持やノンステップバスの更新等を進めるため、バスの利用促進に取り組んで参ります。
22	3 ユニバーサルデザインの推進	県道、国道の歩道がせまい。多くの障害のある人が社会にでれるようにして欲しい。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	39 40	36 37	既設道路、新設道路について、歩行者の利用状況、今後の利用形態等を検討しながら必要な歩道の幅員を確保します。
23	3 ユニバーサルデザインの推進	甲府駅南口は、歩道の点字ブロックや敷石がバラバラであるので、できるだけ、統一化してもらえればありがたい。	実施予定			現在進めている甲府駅南口修景計画において、景観上の配慮は必要であります。統一した色彩等を考慮して計画を策定し、整備を実施します。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
24	3 ユニバーサルデザインの推進	パーキングパーミット制度をいきなりやるのは、何らかの問題がでてくると思う。できれば、障害者団体をお願いして、商業施設に2か月に1回や12月の障害者週間に適正利用の呼びかけの啓発活動をしていただきたい。	実施予定			パーキングパーミット制度の導入に当たっては、県の広報媒体を活用し、制度の趣旨、内容について、積極的な広報を実施したい。
25	3 ユニバーサルデザインの推進	パーキングパーミット制度が始まると、利用者が増え、車いす利用者が利用しにくくなる。車いす利用者は、ドアのあく広さが必要。難病患者も対象にしてくれると思うが、難病患者をはじめ、利用者に、これは特権を付与すわけでなく、他の場所で利用できるのであれば、抑制的に利用し、より重度の方への配慮をするよう、よく説明しないと、枠を増やしてもきりが無い。	実施予定			現在、施設管理者に対して身体障害者等用駐車区画として整備をお願いしている3.5m幅(又は3.3m幅)の駐車区画のほかに、通常幅の駐車区画についても身体障害者等用駐車区画として設定していただくことで、利用可能な人の増加に対応したい。 併せて、利用証交付を受けていても通常幅の駐車区画でも乗降可能な人については、そちらに駐車するよう啓発を実施したい。
26	3 ユニバーサルデザインの推進	公共施設の障害のある人の駐車場に屋根がついてない。建物に入るところまで屋根がない。県の公共施設から順に屋根をつけてほしい。	一部実施予定。 防災新館については、雨天時を考慮し、地下1階に身障者用駐車場を設けます。また、御意見は今後の業務の参考とします。			
27	3 ユニバーサルデザインの推進	駐車禁止の除外制度は非常に助かっている。厳しくなっていた下肢は4級に戻ったが、内部障害は3級のままになっている。今までどおり4級まで対象にするよう、障害福祉課が間に入って、警察に話をしたい。	今後も検討していきます。			駐車禁止除外標章(以下「標章」という。)は、全国どこでも有効であるため、①隣接都道府県との調整、②対象範囲の変更に伴う社会的反響等の諸要素を勘案し、他都道府県警察との調整、特に隣接する関東管区内での整合性を考慮のうえで標章の交付基準の見直しを図っているところです。これまでも、①平成21年度に、下肢障害4級までを対象とする改正、②平成22年度に、肝臓機能障害を新たに対象とする改正のように障害のある人からの要望に基づいた改正を実施しておりますが、今後も隣接都府県警察の動向等も考慮しながら、必要の都度、基準の見直しを図って参りたいと考えております。
28	3 ユニバーサルデザインの推進	去年の4月から身体障害のある人等の駐車禁止の除外制度とは別に、高齢運転者等専用駐車区間制度が始まり、全国的に70才以上の高齢者等には、高齢運転者等標章を公安委員会から出してもらっている。県内は、3箇所のみで、その後増やすという事は、聞いているが、県内でも、全国的にも、1年半経っても増えていない。増やしてもらいたい。	今後も検討していきます。			高齢運転者等専用駐車区間制度につきましては、今後も県内の専用区間の利用実態及び道路構造等を踏まえ、新たな整備箇所についての検討を進めていく方針です。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
29	3 ユニバーサルデザインの推進	今後、リニア駅が建設されるが、情報が分かる電光掲示板を設置してもらいたい。耳の聞こえる人についても便利なものであり、後から付けると経費が余分にかかってしまうため、最初から設置を。	御意見は今後の業務の参考とします。			リニア中央新幹線はH39開業予定であり、駅の具体的な設計、建設等は今後になります。
30	3 ユニバーサルデザインの推進	最近視覚障害のある人が駅のホームから転落する死亡事故が大変目立っている件です。 国土交通省でもこのことについては、検討しているようですが、山梨におきましてもまったくない可動柵等を、甲府駅をはじめ主要な駅ホームに取り付けていただければ、県を通しまして要望していただきたいなと思います。	その他			JR東日本では、山手線の「恵比寿駅」「目黒駅」において先行導入(整備費:約50億円)、検証が始まったばかりなので、当面は、その検証状況や国の動向等を注視して参ります。
31	4 安全・安心の確保	防災対策で、民生委員に働きかけをして、活用して、障害のある人がどこにいるか把握してもらって、消防本部で大きなマップをつくって、どこにどのような障害のある人がいるか把握できるような方法を考えていただければ。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	46	43	各市町村において、災害時要援護者避難支援プラン(マニュアル)を作成することとしていることから、県としても市町村の取り組みを促進していきます。
32	4 安全・安心の確保	防災対策で、健康増進課から、難病患者の把握は、市町村単位で格差が大きいとの回答もらった。県で指導を。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	46	43	
33	4 安全・安心の確保	災害時、第一次避難所に行って困るのは、トイレ。大きな小中学校に障害者用トイレ、多目的トイレが完備されはじめたが、まだまだ、段差があったりする。仮設のトイレで障害者用トイレがあったが、使いづらく、つかまるところもなく、簡単に動いてしまう。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	47	44	各市町村において、災害時要援護者の避難支援プラン(マニュアル)を作成し、福祉避難所についても検討がされているが、県としても、市町村の取り組みを促進していきます。
34	4 安全・安心の確保	東北の震災の際に感じたが、避難所で他の方と暮らすことになるが、障害によっては、奇声を上げてしまう子もいるため周囲の方に迷惑をかけてしまう。すると例え半壊した家でも帰ろうかと思ってしまうので、障害の方が安心して過ごせる場所が欲しい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	52	新54等	現行施策を拡充。要援護者等の避難場所としての社会福祉施設の利用促進に取り組むとともに、福祉避難所の指定施設数を増やすよう依頼しており、プランに反映させます。
35	4 安全・安心の確保	震災対策で、地震が起きたときに、重度の在宅の障害のある人はどこに行けばよいか不安に思っている。検討していただきたい。特に短期入所が充実できれば、そこに行くのが一番よい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	52	新54等	現行施策を拡充。要援護者等の避難場所としての社会福祉施設の利用促進に取り組むとともに、福祉避難所の指定施設数を増やすよう依頼しており、プランに反映させます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
36	4 安全・安心の確保	震災支援について、山梨でも支援対策についてアナウンスして欲しい。施設内では訓練しているが、施設間等での受けるかについては分からない。短期間では受けられるが、大局的にはどうなるのか不安である。	新プランに新規に記載予定		新54	各障害の施設団体と県は、大規模災害時に障害のある人の受入れ等について、覚書を締結する方向で検討を進めております。
37	4 安全・安心の確保	警察官の手話について、どうい方法でやっているかわからないが、手話は継続してやらないと意味がなく、役に立たないと思う。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	62	59	手話講習会は、障害のある人の気持ちに配慮した警察活動の一環として、障害のある人に対する配慮事項等を学ぶとともに障害のある人への理解を深め、1人でも多くの警察官が障害のある人の立場に立った活動ができるよう平成6年度から開催しており、多くの警察官に手話に触れる切っ掛けを与え、その裾野を広げていくことを目的としていることから、今後もこれまで同様に年1回の講習会を開催して行く予定であります。また、受講生の中には、手話に興味を持ち、個人的に手話の習得に努めている者もおります。
38	4 安全・安心の確保	(プランP74の247の下の再掲)手話について、警察官の新任職員研修を行っており、講師となっているが、1日では無理がある。配置された後、地域ごとでも現任研修会を実施してもらうなど、研修の回数を増やしてもらいたい。	新プランに現行施策とともに新規に記載予定	62	59 新242	手話講習会は、障害のある人の気持ちに配慮した警察活動の一環として、障害のある人への理解を深め、1人でも多くの警察官が障害のある人の立場に立った活動ができるよう平成6年度から開催しており、多くの警察官に手話に触れる切っ掛けを与え、その裾野を広げていくことを目的としていることから、今後もこれまで同様に年1回の講習会を開催して行く予定であります。また、受講生の中には、手話に興味を持ち、個人的に手話の習得に努めている者もおります。研修回数増は困難ではありますが、別途コミュニケーションボード等を各交番、駐在所に配備し、活用を図るなど、障害のある人への対応の充実を図ります。
39	4 安全・安心の確保	福祉避難所の指定など、震災時に障害のある人が安心して避難できるような対策について、更なる改善を希望する。	実施中			各市町村において、災害時要援護者の避難支援プラン(マニュアル)を作成し、福祉避難所についても検討がされているが、県としても、市町村の取り組みを促進していきます。
40	4 安全・安心の確保	災害時は、てんかん患者にとって、薬を処方どおり(種類・分量)に服用することがとても大事なことです。災害によっては、処方箋・診療カルテ・服薬カードの紛失、診療データを管理するパソコンの使用不可能な事態、薬の在庫減などが予想されます。公的な機関が中心となり、薬の備蓄、拠点病院の確認、薬の入手ルートの確認をしておく必要があります。	実施済			災害時の医薬品の供給については、「大規模災害時医療救護マニュアル」に供給手順が定められています。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
41	4 安全・安心の確保	東日本大震災で、全国膠原病友の会本部から、ステロイドを飲んでいる人間は、切らしてはいけないとの話などがあった。それを保健所や医療関係者に周知してほしい。リウマチ学会でホームページで発表している。	実施済			保健所や医療関係者は既に了解済です。
42	4 安全・安心の確保	災害時は、利用できる専門医療機関に関する情報の不足が考えられます。日ごろから専門の医療機関・専門医の充実に向けた取り組みが必要になります。利用可能な専門の医療機関の名簿を作成し、発信することが必要になります。	実施予定			災害時における受信可能な医療機関等につきましては、出来る限り情報を収集し、県のホームページ等で情報発信するよう努めます。
43	4 安全・安心の確保	福祉機器の関係で、災害時の火災警報機の補助があり、15,500円くらいが限度額であるが、聴覚障害のある人についてはさらにフラッシュランプが必要となり、全部で50,000円くらいとなるが限度額を変更してもらいたい。	実施予定			今年度、消防庁において、低所得の聴覚障がい者に聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器(光警報型)を無償給付することとしています。
44	4 安全・安心の確保	災害援助について東日本大震災の同じ規模地震がいつ来るか解らない。今現在災害時避難の際に活用できる「情報キット」という物を甲府市や笛吹市で取り組んでいるようであるが、高齢者、障害のある人の救急対策として情報キットを県で広めて頂く活動や、容器の無料配布を考えて頂けないでしょうか？ ※情報キットとは 災害等の際の安全と安心を守る取り組みとして、救急情報(かかりつけ医や服薬内容、血液型)などの医療情報を入れた容器「情報キット」を冷蔵庫に保管し、有事の際に備える。	一部実施予定。			県のホームページにより紹介することは可能ですが、容器の無料配布は困難であります。
45	4 安全・安心の確保	防災対策で、難病患者は、継続的医療が必要。パーキンソン病患者も、抗パーキンソン薬をとめるわけにはいかない。一般の人は知らない。医師も知らない人が多い。難病患者はストックを持っているように言われているが、家がつぶれるとため。静岡では、難病患者手帳のようなものを配布して、どういう薬が必要か、わかるようにしている。災害時に、難病患者がどのような医療が必要かわかるような統一的な指導というか、手帳のようなものを持たせたらよいかどうか、県から提案してもらえれば。	御意見は今後の業務の参考とします。			災害への備えについては、県では「大規模災害時医療救護マニュアル」、市町村では「災害時要援護者避難支援プラン(マニュアル)」で対応しています。今後の参考にします。
46	4 安全・安心の確保	災害時は、「てんかん」のことで、悩む患者や家族が多くなります。公的な相談機関や関係団体の相談室の開設が必要となります。相談室の開設には、専門の医療機関や専門医の協力が不可欠となります。	御意見は今後の業務の参考とします。			災害への備えについては、県では「大規模災害時医療救護マニュアル」、市町村では「災害時要援護者避難支援プラン(マニュアル)」で対応しています。今後の参考にします。
47	4 安全・安心の確保	災害時は、てんかん発作のある方が、不安な状態に置かれることとなります。てんかん発作のある方が、周囲を気にしないで安心して生活できる場や施設が必要になります。	御意見は今後の業務の参考とします。			災害への備えについては、県では「大規模災害時医療救護マニュアル」、市町村では「災害時要援護者避難支援プラン(マニュアル)」で対応しています。今後の参考にします。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
48	4 安全・安心の確保	災害時には、「てんかん」に対する偏見や理解不足が、事態をさらに深刻にします。日ごろから「てんかん」に関する啓蒙活動をしていくことが必要です。偏見を恐れ、「てんかん」を隠している患者への留意した対応が必要になります。	御意見は今後の業務の参考とします。			災害への備えについては、県では「大規模災害時医療救護マニュアル」、市町村では「災害時要援護者避難支援プラン(マニュアル)」で対応しています。今後の参考にします。
49	4 安全・安心の確保	支援学校を福祉避難所として活用の促進をお願いしたい。(一般の避難所での生活ができない発達障害の人がいる。障害特性を理解した対応を行ってもらえる支援学校の活用ができるとうい)	その他 各市町村の災害時要援護者の避難計画上、適切な避難場所と判断されれば、各市町村から各支援学校と協議していただくこととなりますが、県としても学校の運営上問題等がなければ、協力ができよう、関係各所属等と連携を図っていきたい。			これまで特別支援学校は、一部の学校を除き、地域の避難所の指定は行われていないが、障害のある人の福祉避難所として、各学校の実情に応じて対応が可能な場合が考えられる。避難所としての活用に当っては各特別支援学校の所在する市町村の関係機関との間における活用方法等に関する具体的な協議に基づくことが必要であり、御意見は各特別支援学校に対する指導の際に参考とします。
50	4 安全・安心の確保	器具(ストーマ装具)をつけて生活している。本部を通じて全国的に災害時に器具を保管できる場所をつくってもらよう市町村をお願いしている。大きさが個人個人で違うので、ひとつひとつ違う。保管箱等を設置する運動に県にも協力してもらいたい。災害時に市町村で器具を保管できるようなシステムを検討してほしい。	その他			各市町村において、災害時要援護者の避難支援プラン(マニュアル)を作成し、福祉避難所についても検討がされていますが、県としても、市町村の取り組みを促進していきます。
51	4 安全・安心の確保	災害時は、これまで福祉サービスを受けていなかった方々も支援を求めてきます。医療面だけでなく、生活面も含めた総合的な支援ができる体制が必要となります。	その他			各市町村において、災害時要援護者の避難支援プラン(マニュアル)を作成し、福祉避難所についても検討がされていますが、県としても、市町村の取り組みを促進していきます。
52	5 自己選択・自己決定の支援	(プランP44の65)現在設置されている5市以外は、聴覚障害のある人に対してどのような対応をしているのか。他の市町村にも設置していただきたい(大月市、韮崎市など)。また、設置するだけではなく市役所の職員並みに(正規職員として)身分が保障されるようにしてもらいたい。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	65	62	前段は、プランで実施中、後段は市町村で決めることであり、御意見は今後の業務の参考とします。
53	5 自己選択・自己決定の支援	【市町村審査会委員に対する研修の促進】 「障害者自立支援法施行後、2年に1度実施されている市町村審査会委員研修を継続実施することにより、障害程度区分判定後、適切な審査が行なえる人材を確保できるようにすすめます。」の新規事業の追加を。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	67	64	障害程度区分の認定が適切に行われるように、今後も研修を実施し、人材を確保していきます。
54	5 自己選択・自己決定の支援	【サービス管理責任者研修及びフォローアップ研修の強化】 「障害者自立支援法施行後、サービス管理責任者を養成するため、毎年開催されるサービス管理責任者研修を継続実施するとともに、研修受講後、個別支援計画の作成手順や方法など、資質の向上を図るためのフォローアップ研修を実施して質を確保ができるよう強化します。」の新規事業の追加を。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	68	65	サービス管理責任者研修は継続して実施するとともに、資質の向上を図るための研修カリキュラムを作成します。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
55	5 自己選択・自己決定の支援	【相談支援体制やサービス提供体制の整備への支援】「ケアマネジメント手法を用いた相談支援体制整備やサービス提供体制の整備等について、県及び地域自立支援協議会等を通じ、市町村自らが現状を分析し、地域生活支援の仕組みを段階的に向上させるための支援を実施します。」を【相談支援体制への支援】「県内市町村の相談支援事業体制を向上させるためにも、中立・公平な観点から山梨県版相談支援ガイドライン(仮称)を作成し、サービス利用計画作成と相談支援事業の充実を図ります。」と【サービス提供体制の整備への支援】「県及び地域自立支援協議会等が継続的に圏域診断を行い、そのデータを市町村自らが現状を分析し、障害福祉計画に反映します。また、地域生活支援の仕組みを段階的に向上することでサービス提供体制の整備も支援します。」に事業内容を分けて記載を。	新プランに現行施策を修正し記載予定	70 72	67 69	一部修正して対応する予定。
56	5 自己選択・自己決定の支援	「地域自立支援協議会の運営強化を図るため、社会資源の評価・開発・改善、相談支援事業者の評価等を行うためのツールの導入や、先進地の視察等について支援します。」を「地域自立支援協議会の運営強化を図るため、圏域マネージャーを活用し、社会資源の評価・開発・改善、相談支援事業者の評価等を行うためのツールの導入や、先進地の視察等について支援します。」に事業内容の変更を。	新プランに現行施策を修正し記載予定	72	69	
57	5 自己選択・自己決定の支援	【圏域アドバイザーの配置】「障害をもつ人の多様なニーズに対応するため、専門職種職員の配置や住宅入居支援等による相談支援機能を充実するとともに、市町村の相談支援体制整備の構築を支援する「圏域アドバイザー」を配置し広域的な観点から相談支援体制の構築を図ります。」を【圏域マネージャー活動の充実】「障害をもつ人の多様なニーズに対応するため、専門職種職員の配置や住宅入居支援等による相談支援機能を充実するとともに、市町村の相談支援体制整備の構築を支援する「圏域マネージャー」を配置し広域的な観点から相談支援体制の構築を図ります。」に事業内容の変更を。	新プランに現行施策を修正し記載予定	77	72	
58	5 自己選択・自己決定の支援	【相談支援従事者(初任者、現任・スキルアップ、リーダー)研修の強化】 障害者プランNo.83、No.84を統合し、「個別のケアプランであるサービス等利用計画を作成できる人材を養成するするため相談支援従事者初任者研修を実施することで、サービス等利用計画のすべての対象者に対し、相談支援従事者が不足することなく従事できるようにするとともに、サービス等利用計画を継続作成するために5年に1度、更新を目的とした相談支援従事者現任研修と、一定のスキルを維持するための相談支援従事者スキルアップ研修を融合させた相談支援従事者現任・スキルアップ研修を行うことにより、更新とスキルアップの両面を確保して相談支援の人材の体制強化をすすめます。合わせて相談支援従事者の養成に必要な指導者(リーダー)養成のための研修も並行してすすめます。」に内容変更を。	新プランに現行施策を修正し記載予定	83 84	77 78	
59	5 自己選択・自己決定の支援	精神障害のある人が安心して地域移行するためには、生活の場に相談支援事業所など、支援の拠点が必要。相談支援専門員の複数配置など相談支援事業所の体制の充実を期待する。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	86	79	引き続き、相談支援体制の充実に取り組んでいきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
60	5 自己選択・自己決定の支援	「相談支援の一手法であるピアカウンセリングを普及、啓発することにより、地域生活への移行に向けて取り組むとともに、障害をもつ人のエンパワメントを高め、セルフマネジメントにつなげる支援を推進します。」の継続を。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	87	80	
61	5 自己選択・自己決定の支援	「精神障害者当事者会の支援」から「精神障害者等当事者会の支援」へ。当事者発掘と情報交換のため圏域ごとに座談会開催→圏域のリーダー的な存在との出会い。→研修会のシンポジストや障害者主張大会に参加。精神障害のある人向けのピアカウンセリングセミナーを開催。当事者のエンパワメントになった。課題は、県内の当事者会の実態調査と精神障害のある人に限定せず、高次脳機能障害、発達障害などいろいろな障害のある人の当事者会を支援する。	新プランに現行施策を修正し記載予定	92	84	引き続き支援して参ります。
62	5 自己選択・自己決定の支援	「障害者虐待防止の普及活動」の新規事業を。制度化されたことから、児童、高齢者虐待と併せて市町村の体制やマニュアル作りが急務。課題はマニュアル作り・研修会の開催、部会もしくは委員に当事者を参画。	新プランに新規に記載を検討中			
63	5 自己選択・自己決定の支援	障害のある人へ情報提供するとあるが、ない。すべて自分で調べて申請した。	実施中			参考4 毎年度、障害者等関係団体、市町村に県作成の「障害福祉サービスのご案内」を配布のうえ、県ホームページに掲載しています。また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を市町村窓口で交付する際には、市町村では、独自の障害福祉サービスの冊子を作成している場合はその配布、作成していない場合は県作成の「障害福祉サービスのご案内」を配布し、説明を行っています。
64	5 自己選択・自己決定の支援	市町村では高齢者の成年後見利用があるが、障害のある人のケースは少ない。市町村の必須事業になったことから、県内の実績を把握することが課題。	御意見は今後の業務の参考とします。			
65	5 自己選択・自己決定の支援	相談支援体制についてであるが、聴覚障害者情報センターのろうあ者相談員のよう に専門的な相談が出来る相談員の設置を、障害者プランに位置づけていただければ ありがたい。県としてろうあ者相談員を専門職として位置づけてもらいたい。現在、5市 で手話通訳者を置いているが、そのような形でよいが、専門的な相談員が出来ること が望ましく、聴覚障害者情報センターにいるろうあ者相談員のような形がのぞましい。 また、県や各市町村に聴覚障害者にも対応できるろうあ者相談員を設置してもらいた い。	御意見は今後の業務の参考とします。			

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
66	5 自己選択・自己決定の支援	迷走する「障害者自立支援法」に振り回されてきた医療機関である。医療の現場では入院医療が精神保健福祉法、通院医療が障害者自立支援法の2法で規定が定められ、それらの変更や理解をスタッフへ周知させるのに長大な時間を要した。 以前から健康増進課が精神科への丁寧な説明やバックアップがされてきたことから、もう少し医療機関への県としての関わりや医療従事者に対し福祉施策の説明が大切である。	御意見は今後の業務の参考とします。			今後の業務の参考とし、法改正など、必要な情報については適時に情報提供を行います。
67	5 自己選択・自己決定の支援	サービスや制度利用に伴う書類が医療機関に膨大に増えている。特に成年後見制度に対するニーズも高まり、申請ケースが右肩上がりに増え、医師、PSW(精神保健福祉士)・事務が処理に使われている。 また制度については、十分な理解が統一されていないため、関係機関や担当者によって原理原則が歪められてしまっていたり、市町村独自の書類等も発生しているため、医療機関のみならず当事者が振り回されている。 書類等についても医療機関に対し、しっかりとした説明を行うべき。精神科で処理する書類は増える一方である。	御意見は今後の業務の参考とします。			今後の業務の参考とし、法改正など、必要な情報については適時に情報提供を行います。
68	5 自己選択・自己決定の支援	精神障害のある人の地域移行については地域自立支援協議会の中でも啓発してきたつもりだが、今回のようなまとめに出でこない。自立支援法と児童福祉法の2法に縛られるプランというが、医療サイドから言わせてもらえば入院は精神保健福祉法に縛られ通院は自立支援法に縛られる。医療の現場には医療の理論がある。県から医療機関に「どうする」「どうなる」と逐一伝えていただきたい。	御意見は今後の業務の参考とします。			今後の業務の参考とし、法改正など、必要な情報については適時に情報提供を行います。
69	5 自己選択・自己決定の支援	身体・知的障害者相談員の人数を減らさないでほしい。	今後の業務の参考になるよう、御意見は市町村に説明します。		参考68	新プランでも市町村への支援策を掲載予定。
70	5 自己選択・自己決定の支援	今後とも、身体・知的相談員の制度を継続してほしい。	今後の業務の参考になるよう、御意見は市町村に説明します。		参考68	新プランでも市町村への支援策を掲載予定。
71	5 自己選択・自己決定の支援	身体・知的障害者相談員の県からの報酬は、実費。金額は下げないでほしい。	今後の業務の参考になるよう、御意見は市町村に説明します。			
72	5 自己選択・自己決定の支援	身体・知的相談員は個人情報保護法の観点から踏み込んでいない。これを解決するには、民生委員との話し合いの場をつくっていただき、情報の共有化を図りたい。	今後の業務の参考になるよう、御意見は市町村に説明します。			

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
73	5 自己選択・自己決定の支援	活動報告を出さない身体・知的障害者相談員は切るべき。報酬をもらっている以上は、きちんと報告すべき。	今後の業務の参考になるよう、御意見は市町村に説明します。			
74	5 自己選択・自己決定の支援	県の相談員をしているが、対象となる方の情報もなく啓発もないので動きようがない。	今後の業務の参考になるよう、御意見は市町村に説明します。			
75	5 自己選択・自己決定の支援	全国の見本となるように身体・知的相談員制度の構築をしてほしい。	御意見は今後の業務の参考とします。		参考68	新プランでも市町村への支援策を掲載予定。
76	5 自己選択・自己決定の支援	身体・知的障害者相談員の市町村への権限移管について、理解のある市町村なら良いが、そうでなければ県でやってもらいたい。	御意見は今後の業務の参考とします。		参考68	新プランでも市町村への支援策を掲載予定。
77	5 自己選択・自己決定の支援	【障害者相談支援専門員連絡協議会(仮称)設置の検討】「相談支援専門員等からなる相談支援専門員連絡協議会(仮称)の設置を検討する中で、相談支援体制の充実を図ります。」を【山梨県障がい者等相談支援専門員協会との連携強化】「相談支援専門員等からなる任意団体「山梨県障がい者等相談支援専門員協会」との連携を強化する中で、相談支援体制の充実を図ります。」に事業内容の変更を。	御意見は今後の業務の参考とします。	85		
78	5 自己選択・自己決定の支援	峡南圏域で相談支援事業所が動いていない。本来なら、市町村はサービスの主体であり、バックアップ体制をとらなければならないのに、援護の実施者がいない。	御意見は今後の業務の参考とします。			
79	5 自己選択・自己決定の支援	山梨県障がい者等相談支援専門員協会のバックアップにより、当事者が企画し実施したことにより県内にピアカンが普及しつつあるが、圏域ネットワークでの当事者の把握(療育コーディネーターの支援)が課題。当事者会みのあか→独立して基金を申請しピアカン実施。	御意見は今後の業務の参考とします。			
80	5 自己選択・自己決定の支援	市町村から事業所等への委託により、ピアサポートセンターの設置が可能とならないか。またその場合、当事者支援の中核として、当事者の就労機会となると期待するが。	御意見は今後の業務の参考とします。			

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
81	5 自己選択・自己決定の支援	ピアサポートセンターの設置から自立生活センターの設置へ変更を。ピアサポートセンターの設置については、具体的な働きかけはなかった。当事者と共に別の形態でのセンターについて協議する。(身体障害のある人から自立生活センターを望む声がある。)課題は、山梨県においては、障害のある人が気楽に集い、学習会を開催したり、いろいろな体験をできる拠点が無い。他県にあるような、障害のある人自身で企画運営できるセンターを検討する。	御意見は今後の業務の参考とします。			
82	5 自己選択・自己決定の支援	精神障害領域には障害者相談員制度がない。ピアサポートが行えるよう、家族会としての取り組みも行っており、今後制度化を希望する。	今後の業務の参考になるよう、御意見は市町村に説明します。			障害者相談員制度について平成24年度から市町村事業に移管されますが、市町村に説明し、今後の業務の参考としてまいります。
83	5 自己選択・自己決定の支援	精神障害のある人に対する相談員も身体や知的と同様に必要。	今後の業務の参考になるよう、御意見は市町村に説明します。			障害者相談員制度について平成24年度から市町村事業に移管されますが、市町村に説明し、今後の業務の参考としてまいります。
84	5 自己選択・自己決定の支援	「障害のある子どもを育てる保護者の負担軽減と、よりよい支援のための情報共有のツールとして、「ここをつなぐ相談支援ファイル」の県内全域での活用を促進します。」の新規事業の追加を。	御意見は今後の業務の参考とします。			就学前においては、「相談支援ファイル」の作成及び小学校への引き継ぎなどによる活用の促進、学齢期については、「個別の教育支援計画」の作成及び活用の促進を基本として取り組んでいるところであり、御意見は、今後、就学前の幼児への支援の充実に当たり福祉保健部局等と連携を図りながら取り組みを進める際の参考とします。
85	5 自己選択・自己決定の支援	身体・知的障害者相談員の市町村への権限移管について、市町村は温度差があるから、移管することに疑問がある。県としては、市町村に受け入れるように指導してもらいたい。	その他		参考68	新プランでも市町村への支援策を掲載予定。
86	5 自己選択・自己決定の支援	身体・知的障害者相談員も知事名だと話がしやすい。	その他		参考68	新プランでも市町村への支援策を掲載予定。
87	5 自己選択・自己決定の支援	市町村に施策の実施主体が移り負担が増える中、精神保健福祉士が市町村に配属されることを期待する。	その他			精神保健福祉士が市町村に配属されるかどうかは市町村の判断になります。各市町村において実施体制を整えています。市町村が円滑に事業実施できるよう、支援を行います。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
88	6 障害福祉サービスの充実	【居宅介護従事者(初任者、現任・専門)研修の充実】 障害者プランNo.99、No.100を統合し、「介護保険の訪問介護事業者やボランティア活動をしている団体など、障害福祉サービスの居宅介護事業者として新規参入を推進するため居宅介護従事者初任者研修を実施することにより従事者の量を確保するとともに、居宅介護従事者のスキルアップと専門的知識・技術を習得するための居宅介護従事者現任・専門研修を行うことで専門的な居宅介護サービス(重度訪問介護、行動援護など)に従事できる人材の充実を図ります。」に内容変更を。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	99 100	92 93	現在も介護保険事業から障害福祉サービス事業への参入を推進しています。(居宅介護分野について)。
89	6 障害福祉サービスの充実	生徒数が増加している。新プランは卒業生が大きく関わるものとなるが、重度の障害を持つ方の卒後について、生活介護で受けてくれるところにバックアップは願えないか。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	103	96	峡南圏域及び富士・東部圏域における障害福祉サービス事業所等の新設等については優先して整備する方針としています。
90	6 障害福祉サービスの充実	峡南圏域では十分な生活介護が受けられない。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	103	96	峡南圏域及び富士・東部圏域における障害福祉サービス事業所等の新設等については優先して整備する方針としています。
91	6 障害福祉サービスの充実	生活介護・就労継続B型も不足している。(特別支援学校の卒業生が年々増えており、この行き場がなくなっている。就労継続B型に行けないから生活介護を利用している者も多い。)	新プランに現行施策を修正し 記載予定	103 106	96 新102	引き続き取り組んでいきます。
92	6 障害福祉サービスの充実	卒業生の行き先は就労移行か生活介護で、今は就労継続Bも使っているが来年度以降ダメになる。資源のないところではどうすればよいか。	新プランに現行施策を修正し 記載予定	103 106	96 新102	引き続き取り組んでいきます。
93	6 障害福祉サービスの充実	特別支援学校の卒業生は何故就労移行に行かなければならないのか。(一般的には、生活介護か就労継続B型の利用が適当と考えられる障害のある人が圧倒的に多い。)(特別支援学校卒業生をわざわざ一度挫折させなくても、先生が見ていてどの程度できるか分かっている。最初から無理な方をやらせるのはどうかと思う。卒業生の進路は校長の意見をきくようにしたらどうか。このため自宅待機も結構多い。)	新プランに現行施策を修正し 記載予定	103 106	96 新102	引き続き取り組んでいきます。 なお、特別支援学校の在学中において、就労移行の暫定支給決定を活用することもできます。
94	6 障害福祉サービスの充実	支援学校高等部卒業してからの進路についての話を伺いたい。現在支援学校は生徒数がとても多い。卒業後の進路先は通える範囲のところは定員がいっぱいの状況。空きのある事業所もあるがそこは遠方になってしまう。親が送迎するにも限界はあるため通いやすいところへ通所できるようになれば一番いい。	新プランに現行施策を修正し 記載予定	103 106	96 新102	引き続き取り組んでいきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
95	6 障害福祉サービスの充実	特定地域の資源が足りていない。	新プランに現行施策を修正し記載予定	103 106	96 新102	引き続き取り組んでいきます。
96	6 障害福祉サービスの充実	会で、親が高齢になった後、子どもを自立させるための方法を話し合うことがある。いろいろな福祉事業所は頑張ってもらっているが、それでも資源やサービスが不足している実情がある。 ある研修会(居宅介護従事者初任者研修)に参加した時、高齢者の福祉事業所の人が露骨に「障害は単価が安い」と言っていた。そういうことを言っていないのかと思ったが、その時、障害のある人の支援もしてほしいと聞いてみたが、「わからない」と言われてしまった。そのため行政としてできることをもっと頑張してほしいと感じる。そもそも障害者自立支援法は地域で安心して暮らすことが目標なはず。障害のある人は中途障害のある人もいるが、多くは小さいころから障害があって生活しているため、親は外出することも出来ない。そのため少しでも救われる方法について知恵を絞ってこの状況を脱して今よりもよい方法を考えてほしい	新プランに現行施策を修正し記載予定	103 106	96 新102	引き続き取り組んでいきます。
97	6 障害福祉サービスの充実	地域サービスや社会資源が充実できていない中、数値を追いかけるのは結果として誰か個人の努力に頼っているに過ぎない。議論はいつも抽象的で具体的な発想が出てこない。行動するための支援を県には期待したい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	103 106	96 新102	障害福祉サービス事業所等の新設等について、施設整備費補助金がありますが、更なる施設整備のための補助制度が必要と認識しています。
98	6 障害福祉サービスの充実	支援学校卒業生はいるが、通える事業所が不足している。大月市は都留や上野原の事業所を利用している。大月市内に地域活動支援センターが2カ所あるが、魅力がなく高齢者ばかり。他の事業所でも空きがあるが利用がない。	新プランに現行施策を修正し記載予定	103 106	96 新102	引き続き取り組んでいきます。
99	6 障害福祉サービスの充実	東部にはなぜ事業所ができないのか。増やせる方法や手段があれば教えてほしい。県が力を入れているという内容はどのようなことなのか。	新プランに現行施策を修正し記載予定	103 106	96 新102	社会福祉法人等に対して働きかけを行うとともに、峡南圏域及び富士・東部圏域における障害福祉サービス事業所等の新設等については優先して整備する方針としています。
100	6 障害福祉サービスの充実	峡南圏域の施設運営の難しさは、通う難しさ、母集団の少なさである。児童の支援ができる場所がないと、日中活動に結びつかないと思う。	新プランに現行施策を修正し記載予定	103 106 107	96 新102 104	引き続き取り組んでいきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
101	6 障害福祉サービスの充実	地域格差をものすごく感じる。資源不足のためにその人をきちっと支えることができないことに対し、県はどのように考えているのか教えていただきたい。数が少ないからといって切るものではないと思う。	新プランに現行施策を修正し記載予定	103 106	96 新102	引き続き取り組んでいきます。
102	6 障害福祉サービスの充実	地域生活で資源が不足している。事業所がなければ利用できない。地域格差が大変あり、郡内には事業所が少ない。リハビリ、短期入所の施設を郡内にも欲しい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	103 106	96 新102 105	峡南圏域及び富士・東部圏域における障害福祉サービス事業所等の新設等については優先して整備する方針としています。
103	6 障害福祉サービスの充実	富士北麓圏域には、入所施設がほとんどない状況(圏域外で入所もしくは在宅で保護者が支援)であるが、地域移行、地域生活を推進するには、GHやCHが少ない。	新プランに現行施策を修正し記載予定	103 106 110	96 新102 107	引き続き取り組んでいきます。 峡南圏域及び富士・東部圏域における障害福祉サービス事業所等の新設等については優先して整備する方針としています。
104	6 障害福祉サービスの充実	今の障害者自立支援法により、施設入所はだめだよ。地域に戻って生活しなさいということがある。きちんとした地域でのサービスがなければ、地域に戻れない。全国同じレベルにない。甲府近郊はよいが、離れるとサービスが行き届いていない。	新プランに現行施策を修正し記載予定	103 106	96 新102	引き続き取り組んでいきます。
105	6 障害福祉サービスの充実	就労に結びつくまでの支援が不足している。もっときめ細かい支援が必要。また、高校とも連動した連携が必要(就労・生活支援センターも活動しているが何件就労したかが実績となる現状では、生活支援はボランティアの活動となってしまう。しかし、発達障害のある人は、多くの経験を積み重ねて、自分の特性を受容し自分にあった就労が行える。このためのきめ細やかな支援がほしい。)(第2章 2 障害福祉サービスの充実 (1) 日中活動系サービス 104)	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	104	99	引き続き取り組んでいきます。
106	6 障害福祉サービスの充実	「小規模通所授産施設や地域活動支援センターについて、経営基盤の安定化のため障害福祉サービス事業所への移行促進を図るとともに、学校の空き教室等遊休施設の利用による整備促進を図るなど、就労継続支援サービス事業所、地域活動支援センターなどの福祉的就労の場の確保に努めます。」とあるが、小規模通所授産施設については、現在県内にこの形態で残っている事業所がないのではないと思われるので、「小規模通所授産施設」の削除を。	新プランに現行施策を修正し記載予定	106	101	ご指摘のとおりですので、プランの記載について修正します。
107	6 障害福祉サービスの充実	支援学校卒業後の進路として、峡南圏域ではB型作業所は増えてきているが、高校卒業をしていきなりB型を使うことは出来ないという話を聞いている。就労移行を使いたいと思っても圏域にほとんどない状態であり、子どもの卒業後の受け入れ先がない。	新プランに現行施策を修正し記載予定	106	新102	引き続き取り組んでいきます。 なお、特別支援学校の在学中において、就労移行の暫定支給決定を活用することもできます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
108	6 障害福祉サービスの充実	支援学校卒業生は就労移行がいっぱいだった場合にどこへ行けばいいのか。就労への道がもう少しシンプルになればと思う。	新プランに現行施策を修正し記載予定	106	新102	引き続き取り組んでいきます。 なお、特別支援学校の在学中において、就労移行の暫定支給決定を活用することもできます。
109	6 障害福祉サービスの充実	経営の観点から就労継続支援A型では厳しいので、就労継続支援B型設置の検討を望みます。	新プランに現行施策を修正し記載予定	106	新102	次期障害福祉計画においては各圏域のサービス見込量は今後増加することから、全ての圏域で障害福祉サービス事業所の増加を図っていきます。
110	6 障害福祉サービスの充実	このままだと支援学校の新卒者の行き場がなくなってしまう。サービス量(就労継続支援B型)の確保が重要	新プランに現行施策を修正し記載予定	106	新102	就労継続支援B型事業所や地域活動支援センターなどの就労の場の確保に努めます。
111	6 障害福祉サービスの充実	就労支援事業所、特に就労継続支援B型は恒常的に定員いっぱいであり、新規利用者を受入れる余裕もない。数値目標の引上げを検討してほしい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	106	新102	次期障害福祉計画においては各圏域のサービス見込量は今後増加することから、全ての圏域で障害福祉サービス事業所の増加を図っていきます。
112	6 障害福祉サービスの充実	長年掛けているが、就労移行が進んでいない。地域移行には金もかかるから就労継続支援B型事業所が必要である。家賃補助も10月からつくようになったが、事業者の支援だけでは足りない。	新プランに現行施策を修正し記載予定	106	新102	就労継続支援B型事業所などの就労の場の確保に努めます。
113	6 障害福祉サービスの充実	本来であれば一般就労が可能な生徒も不況のため求人が少なく一般就労に結びつかない状況。そのため福祉就労にながれてきてしまい、さらに福祉就労の枠が少なくなってしまう。この厳しい状況を改善することはできないのだろうか。	新プランに現行施策を修正し記載予定	106	新102	就労継続支援B型事業所や地域活動支援センターなどの就労の場の確保に努めます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
114	6 障害福祉サービスの充実	障害のある子どもの親たちとヒアリングを個人的にやっていると、児童デイサービスは、やっぱり偏っていて足りていない。 それから、児童デイサービスといっても、幼児さんを受け入れるのは、ごく少ないところで、受け入れてもただ預かるだけである。 高速道路に乗って、甲府の児童デイサービスまで行っているというお子さんも事例としてはある。 子供の時期というのは、発達の時期なので、利用する側としては、やっぱり質の問題や、ただ預かるだけでは満足できないという若い親御さんも増えてきている。 次のプランに向けては、そのへんを配慮してもらいたい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	107	104	平成24年度から改正児童福祉法に基づく事業となりますが、引き続き取り組んでいきます。
115	6 障害福祉サービスの充実	障害児の通園施設にしてもデイサービスにしても、富士北麓圏域ないし峡南圏域がぜんぜん足りません。	新プランに現行施策を修正し記載予定	107	104	平成24年度から改正児童福祉法に基づく事業となりますが、引き続き取り組んでいきます。
116	6 障害福祉サービスの充実	東部の資源不足は資料の数値からも明らかだが、県で作ってもらえないのか。 重度障害の人や重複障害の人が通えるところが必要。上野原は県外も利用している状況。 (マネージャー情報:重症心身障害のある人は富士北麓と東部で66人。)	新プランに現行施策を修正し記載予定	107	104	厳しい財政状況の中、県立直営の施設の建設は難しいところですが、峡南圏域及び富士・東部圏域における障害福祉サービス事業所等の新設等については優先して整備する方針としています。
117	6 障害福祉サービスの充実	以前子どもがあげぼの医療福祉センターに入所していたが、長期休みの支援、緊急時の預かりなどの支援があればと思う。現在は在宅で朝晩送り迎えをしているが、負担が多くなるので、近くに支援してもらえる体制、社会資源が欲しい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	107	104	平成24年度から改正児童福祉法に基づく事業となるが、引き続き取り組んでいきます。
118	6 障害福祉サービスの充実	現在笛吹市では支援学校の児童の預かりの場や長期休暇の行き場が無いという事態に対して、今年度は市や事業所間で連携し取り組んできた。年々増えて来ている発達障害(支援学校の生徒等)への活動の場所や住むところも今後考えていかなければならない。	新プランに現行施策を修正し記載予定	107 110	104 107	・プランで実施中 発達障害に対応する障害福祉サービス事業所数自体が少ないため、更に推進していく。
119	6 障害福祉サービスの充実	障害のある人の福祉サービスはあるが発達障害の特性を理解した支援が得られないので、使いたくても使えない。(2 障害福祉サービスの充実 (1)－107、(2)居住支援サービス等の充実 110、114)	新プランに現行施策を修正し記載予定	107 110 114	104 107 111	発達障害は比較的新しい障害であるため、対応する障害福祉サービス事業所数自体が少ないが、更に推進していきます。
120	6 障害福祉サービスの充実	グループホーム・ケアホームについても補助対策を望みます。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	110	107	引き続き取り組んでいきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
121	6 障害福祉サービスの充実	親無き後の生活が心配。グループホームやケアホームの増設等、サービスの充実をしてほしい。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	110 111	107 108	峡南圏域及び富士・東部圏域における障害福祉サービス事業所等の新設等については優先して整備する方針としています。
122	6 障害福祉サービスの充実	グループホーム・ケアホームが不足している。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	110 111	107 108	引き続き取り組んでいきます。
123	6 障害福祉サービスの充実	グループホームが地域により格差がある。精神障害のある人が地域移行する上で世話人の支援を受けられるグループホームは重要。充足されることを期待する。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	110 111	107 108	引き続き取り組んでいきます。
124	6 障害福祉サービスの充実	自立支援法になって、3障害一元化となったが、グループホームは増えていない。自立支援法前から地域移行の考え方はあったが、資源がたりていないので、進んでいない。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	110 111	107 108	精神障害のある人を主たる対象者とするグループホームは比較的少ないが、引き続き取り組んでいきます。
125	6 障害福祉サービスの充実	入所施設または精神病院入院者や今支援学校に通っている若い人たち等が地域に暮らせるための、体制整備やグループホームやケアホームの整備を是非計画に盛り込んで頂きたい。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	110	107	次期障害福祉計画においては、各圏域のサービス見込量は今後も増加することから、全ての圏域でサービス事業所やグループホーム・ケアホームの増加を図っていきます。
126	6 障害福祉サービスの充実	地域で生活する場合、グループホーム、ケアホームがまだまだ足りないの、後押ししてもらいたい。できるだけ、在宅でとは思っているが、週1回だけでも、グループホーム、ケアホームを利用できたり、体験入所など、柔軟な運営のしかたを考えてもらいたい。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	110 114	107 111	引き続き取り組んでいきます。 なお、現在の制度では週1回の利用は想定されており、短期入所の対応となります。
127	6 障害福祉サービスの充実	地域生活の移行が進められていて、グループホーム、ケアホームは必要不可欠で、県、市町村の支援が必要。例えば、公営住宅などの家賃の安いところを利用できればと思う。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	111	108	引き続き取り組んでいきます。プランのとおり、県営住宅を活用。平成23年度現在、2戸をグループホームとして活用しています。
128	6 障害福祉サービスの充実	資料の中にも記載して頂いていた入所の施設から地域(グループホーム、ケアホーム等)への移行についてであるが、中には一人暮らしも出来る方もいると思われるため、県営住宅、市営住宅への入居も視野に入れて頂きたい。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	111 116	108 113	地域移行先についての判断は、市町村、家族、施設等で利用者個々について検討し、利用者の状況にあった移行先を判断していただきたい。なお、プランのとおり、新築の県営住宅については、優先的に入居できるよう配慮。また、障害のある人及び高齢者については、単身でも入居できるよう対応しています。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
129	6 障害福祉サービスの充実	退院可能な精神障害のある人の地域移行について、目標の達成状況が低いのではないか。	新プランに現行施策を修正し記載予定	117 119 120	114 116等	社会的入院患者の解消に向け、引き続き取り組んでいきます。
130	6 障害福祉サービスの充実	精神障害のある人の地域移行に関して、受け皿がない事が問題と感じている。県から具体的な解決方法があれば示してもらいたい。 住居に関して(保証人, 単身入居の枠の拡大), 地域住民への理解	新プランに現行施策を修正し記載予定	3 117 119 120	3 114 116等	地域住民への啓発活動、公営住宅の活用など、地域移行の推進に向けた取り組みを引き続き取り組んでいきます。
131	6 障害福祉サービスの充実	精神障害のある人の退院促進が進んでいない。(グループホームは苦手なので、アパートを借りて生活させるが、地域の理解が得られず、なかなか確保できない。受け皿をしっかりと作らないと進まないと思う。)	新プランに現行施策を修正し記載予定	3 117 119 120	3 114 116等	地域住民への啓発活動、公営住宅の活用など、地域移行の推進に向けた取り組みを引き続き取り組んでいきます。
132	6 障害福祉サービスの充実	「地域移行に関する推進体制の確立のため、県や市町村が、県障害者自立支援協議会・地域障害者自立支援協議会と連携し、施策を考えて強力に推進する体制の整備を図る。」の新規事業の追加を。	新プランに現行施策を修正し記載予定	119	116	今後も引き続き、施設や病院からの地域移行を進めるために、関係機関との連携を図りながら、体制整備を図っていきます。
133	6 障害福祉サービスの充実	「障害をもつ人の地域での生活を充実させるため、社会資源等を組み合わせて地域生活支援の拠点化を図り、面的な支援体制を構築する経費等について助成します。」を「障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、施設や病院からの地域移行や地域生活の支援を充実するため、安心生活支援・訪問支援・地域で暮らす場の整備推進のため経費等について助成します。」に事業内容の変更を。	新プランに現行施策を修正し記載予定	120	116	プランの記載内容を平成24年度実施予定事業の内容で記載予定。
134	6 障害福祉サービスの充実	「障害者支援施設については、必要性を厳正に審査し、真に必要なものに限定して整備します。」を障害者支援施設の整備でなく、グループホーム・ケアホームの整備にシフトする観点より項目を削除する。	新プランに現行施策を修正	121	削除	
135	6 障害福祉サービスの充実	発達障害の特性を理解した支援が得られない。多くの機会で知識の提供、発達障害の理解の促進をお願いしたい。(2 障害福祉サービスの充実 (3)福祉マンパワーの確保 132)	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	132	125	プランNo.132の研修は、実際に、民間等社会福祉施設で業務に従事している職員に対して各施設区分毎の専門的な研修を行っています。障害のある人の施設を対象とした研修では、発達障害についての研修を実施しています。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
136	6 障害福祉サービスの充実	【同行援護サービスの普及・促進】 「重度の視覚障害のある人の外出時のガイドヘルプサービスとして、平成23年10月から個別給付化された同行援護サービスを行なうための同行援護研修を開催し、人材の確保とサービスの普及・促進を図ります。」の新規事業の追加を。	新プランに新規に記載を検討中			今後新たに取り組みを検討中。
137	6 障害福祉サービスの充実	介護保険の事業者は介護保険しか知らないところが多く、また障害サービス事業者も障害だけの所が多いように感じる。例えば重度の人が利用する重度訪問介護は安いというのだけが独り歩きして「障害は安い」となっているのではないか。自分もヘルパーをしているわけではないが、どういう状況か知るため資格をとったが、ヘルパー講座では高齢者は身体介護が中心で、障害のある人の支援のことは教えていなかった。そのためこれからのヘルパー講座に高齢者だけでなく障害のある人への支援の選択が出来る教育を盛り込んで選択肢が広げられるようにしてほしい	実施中			現行の訪問介護員養成研修では、対象を高齢者と障害のある人に区別せず、どちらも介護ができるようカリキュラムが組まれています。高齢者介護の需要が高いことから、養成研修における実地の研修では、高齢者介護施設が選択される傾向がありますが、研修修了者は障害のある人の介護も可能になります。
138	6 障害福祉サービスの充実	東京や横浜のような都市部では、グループホーム用に借りた物件の改修費を全額補助している。	実施中			特別対策(基金)事業が平成24年度も継続することから、改修等に対応していきます。
139	6 障害福祉サービスの充実	各市町村事業のデイサービスで入浴介助のないところがある。どこでもできるようにしてほしい。	実施済			ご指摘の件が生活介護事業であれば、実施している事業所がありますので利用してください。
140	6 障害福祉サービスの充実	横浜市ではグループホーム設置にあたり単独の補助金を出している。他県(政令指定都市)の例が山梨に適用できるかわからないが、工夫してもらいたい。	検討中			障害福祉サービス事業所等の新設等について、施設整備費補助金がありますが、更なる施設整備のための補助制度が必要と認識しています。
141	6 障害福祉サービスの充実	体験入所できるグループホームの整備を望む。精神の患者は外に出て行くのが怖いとの思いがある。 そのための経済的援助も検討してもらいたい。	今後検討します。			他の団体からも同様の要望をお聞きしていますが、体験入所する部屋を確保しておくことは事業所の経営に関わるため、促進が難しい点がありますが、今後、検討していきます。 なお、平成24年度から地域移行支援・地域定着支援が開始されることや、公営住宅を活用した体験入居の実現に向けた取り組みにより、安心して地域移行が促進されると考えています。
142	6 障害福祉サービスの充実	地域移行の支援が個別給付に変わることで、協議会の運営、推進員の処遇・報酬等に関して県のバックアップ体制を構築してもらいたい。事業所も経営の観点から手をあげられるのかもわからない。	今後検討します。			個別給付については、全国一律のしくみで実施されますが、円滑な地域移行の推進のため、実施体制については、検討していきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
143	6 障害福祉サービスの充実	【研修体系の見直しに関する研修検討会の実施】 「平成25年度から障害者総合福祉法(仮称)による新たな法律に対応するため、現在実施している研修と今後必要とされる研修に関する検討を行なうための研修検討会を実施します。」の新規事業の追加を。	必要に応じて検討します。			障害者総合福祉法(仮称)成立に向けた進捗状況をみながら、必要に応じて研修体系を検討していきます。
144	6 障害福祉サービスの充実	「利用者のニーズ等を勘案する中で、圏域ごとに、今後必要な障害福祉サービス等の量的・質的充実を促進します。」を「人員・医療職の確保や障害特性の理解を促し、不足している障害福祉サービス等を圏域ごと1以上整備するとともに、障害を持つ人やその家族に対して情報を提供します。」に事業内容の修正を。	御意見は今後の業務の参考とします。			施設や事業所は法人が設置運営するため、県は設置促進を図っていくこととしており、職種や設置数などについてのご意見は今後の参考とします。
145	6 障害福祉サービスの充実	上野原福祉作業所は借地借家で狭く、20号沿いに「きになる木」という店を出して人数を分散している。社会福祉法人の事業所との差が大きく、通っている人たちに対してもう少し良い条件にしていきたい。他市町村では定員15名が20名になったら加算などがある。事業所の家賃補助などの援助や支援があればと思う。	御意見は今後の業務の参考とします。			参考:現在Ⅲ型であれば、Ⅰ型へのレベルアップを目指すのも選択肢の一つと考えます。
146	6 障害福祉サービスの充実	重度の方が地域移行するのは難しい。外に出てすぐ施設に戻ってしまう例も珍しくない。高齢化が進む中、地域移行はなかなか難しい。	御意見は今後の業務の参考とします。			
147	6 障害福祉サービスの充実	困難ケースを後回しにする傾向にあるのは、地域の受け入れ資源やマンパワーが不足していることに他ならないが、介護保険との制度の繋ぎを検討することも急務の課題である。 現状としては、退院促進＝介護保険の対象者が多い。年齢で区切られ「介護保険優先」を唱えるならば、介護事業所や包括支援センターとの連携が不可欠。県として制度の枠組みをきちんと周知してもらいたい。 障害者相談支援事業所に全てを委ねるだけでは支援の枠組みが整わないケースが多くなっている。	御意見は今後の業務の参考とします。			地域移行については、相談支援の充実を図って推進していくところですが、高齢・長期の入院患者の地域移行については、今後、特に対応が必要であるため、業務の参考とします。
148	6 障害福祉サービスの充実	障害者施策が地域主体である法の向かうべき方向性は理解できるが、市町村と関係機関・関係機関同士と、連携のためには同じステージで同じ説明や同フォローが必要。 市町村や関係者にとり、精神科医療への理解が不十分であるための、理不尽な依頼や勝手な思いこみが混乱をきたしてきた経過もある。数値ありきではなく結果として数値に反映できることが大切である。	御意見は今後の業務の参考とします。			今後の業務の参考とし、必要な情報については適時に情報提供を行います。
149	6 障害福祉サービスの充実	障害のある人の生活介護はあるが、生活援助はない。家族がいると、介護はできるが、生活援助はできないと言われた。夫婦ふたりきりで、夫が仕事から帰ってきて、掃除してくれとは言えない。生活援助について何とか対応してもらいたい。	その他			居宅介護の家事援助中心型の対象者になる可能性があります。市町村に相談していただきたい。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
150	6 障害福祉サービスの充実	相談員として相談を行っていて、中途障害になった人が退院後、自宅で生活することが難しい場合の行き先や受け入れ先がなかなか見つからないことがある。病院のメディカルショートを頼むが難しいため、結局家族の負担が増える状況にある。また資料によると重症心身障害のある人の短期入所は10床とあるが利用が難しいため、県としての考えを教えてください。	その他			重症心身障害のある人の短期入所は特定時期に利用が集中するため、利用が難しい時期があると聞いています。所在地域の偏りの課題は認識していますが、医療機関でなければ実施できないため、対応が難しいところです。
151	6 障害福祉サービスの充実	グループホーム・ケアホームの推進にあたって、何が一番ネックになるかという、建築の部署、消防の部署である。建築基準法・消防法が壁になる。障害福祉課から建築・消防の部署に進言できないか。	その他			国で検討しているとの情報はありますが、利用者の安全・安心に関わるものであり、現時点では、法令を遵守していただきたい。
152	6 障害福祉サービスの充実	グループホーム・ケアホームの建設について、数値目標としてほしい。	その他			国の基本方針で定められたものについて、障害福祉計画の数値目標としています。
153	6 障害福祉サービスの充実	病院から退院して地域へ移行する際の受け皿となるグループホーム、ケアホームについて、在宅からもグループホーム、ケアホームに移行したいというニーズがあるが、その数字は数値目標に入っているのか。入っていなければきちんと入れてほしい	その他			数値目標には入っていません。国の基本指針で定められたものについて、障害福祉計画の数値目標としています。
154	6 障害福祉サービスの充実	退院促進のためグループホームを設置しようと考えた。補助金の内容から、新築はとても無理なため既存の住宅を改築しようとしたが、建築基準法上の耐震基準がネックとなり、断念せざるを得なかった。県の担当者も行くたびに話が違う状況である。課の考え方を教えてください。	その他			利用者の安全・安心に関わるものであるため、まず、法令を遵守していただくようお願いいたしますし、今後も統一した方針で対応していきます。
155	6 障害福祉サービスの充実	地域移行のケースについて、ある県立施設の対応に問題を感じている。その施設は標準利用期間の2年が経つと、突然、市に来て「退所するのであとをお願いします」と言って市に丸投げをしてきた。そのため退所までの準備としてどのような取り組みをしてきたのか聞いても「何をしてきたかはわからない」という状況であった。また空定員を埋めるため、県外の自治体に呼びかけて県外の人を入所させたり、家族の急死により一人になり、緊急で(ロング)ショートを利用し、再び自宅か地域で生活できるよう支援していたケースに対して「今なら入所できる」と、本人の意向も聞かず入所をすすめていた。入所施設は地域の拠点的な役割を果たしていると考えているが、地域のサービスは赤字事業になると考えている所が多いようで、やっても仕方がないというスタンスの所が多いように感じる。 あと、この施設の考えとして「施設は目に見える(手が届く)支援が出来るが地域は施設のように目に見える支援ができないのでは」と言われたことがあった。また「そうした状況下で親はどちらを選ぶと思うか」とも問われたことがあった。	その他			県も、入所施設と通所サービスによる日中活動の場が一体となって、地域の障害福祉サービスのニーズを吸収できると考えています。また、県立施設や指定管理者への実地指導などにより、施設の運営方針を確認していきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
156	6 障害福祉サービスの充実	病院から退院して地域へ移行する際の受け皿となるグループホーム・ケアホームについて、在宅からもグループホーム・ケアホームに移行したいというニーズがあるが、その数字は数値目標に入っているのか。入っていなければきちんと入れてほしい。	その他			数値目標には入っていません。国の基本指針で定められたものについて、障害福祉計画の数値目標としています。
157	6 障害福祉サービスの充実	市の委託相談員として支援学校からの相談にのることが多いが、ケースによって卒業後一旦入所してから地域移行したいケースについて入所できない状況にある。施設側からは「入所待機者多くて無理」と言われ、長期の短期入所でも受けてくれない。入所待機者が多いということは生活改善の必要な方が多いと考えられる。入所の空きがない状況だが、国の方針では入所定員を減らして地域で暮らす方向になっている。現状とのギャップを感じるが、県としては入所定員削減と待機者問題をどう調整しようとしているのか知りたい	その他			地域移行の基本的な考え方は堅持していきます。障害福祉サービスを組み合わせ、地域で生活できるよう障害福祉サービス事業所の増加を促進していきます。
158	6 障害福祉サービスの充実	食事、排便できる方はよい。ベット式の車いすの方は、卒業後、行くところがない。施設に入っても、数か月で退所させられる。自分の子どもたちをどのように生活させていくか悩んでいる。あけぼの医療福祉センターのような大きな施設を拡充したり、社会に出ても、家族に負担が及ばないように、充実した施設を1つでも2つでも作ってほしい。	その他			地域移行の考え方の中、また、厳しい財政状況のなか、新たな県立直営の施設の建設は難しいところです。
159	6 障害福祉サービスの充実	特別支援学校に通学している子どもの状態は、特に中等部から高等部1、2年にかけては、すごく重度化が進んでいる。これらの方が、高等部を卒業する時には施設に入所せざるを得ない。県は国の方針だからと、入所はだめだよ。地域に戻ろうとしているが、実態に即した施策をとることが大事だと考えている。重度の障害のある人を抱えていて、どうしても、そういう施設が欲しいという声を見逃さないでほしい。	その他			障害福祉サービスを組み合わせ、地域で生活できるよう障害福祉サービス事業所の増加を促進していきます。
160	6 障害福祉サービスの充実	「施設障害福祉サービスについては、身近なところで施設の利用ができるよう、地域バランスを考慮しつつサービスの充実を図ります。」を「施設障害福祉サービスについては、 <b>障害のある人が住みたいところで生活し</b> 、身近なところで施設の利用ができるよう、地域バランスを考慮しつつサービスの充実を図ります。」に事業内容の変更を。	その他			施設障害福祉サービスは、障害者支援施設の提供するサービスのことで。障害福祉サービス事業所の増加については促進を図っていきます。
161	6 障害福祉サービスの充実	サービス量の少ない圏域に拠点を作って、送迎サービスを実施して対応して欲しいとの地域からの要望があった。	その他			峡南圏域及び富士・東部圏域に、新規の障害福祉サービス事業所を設置する場合は、県も支援をしていきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
162	6 障害福祉サービスの充実	月に1週間から10日短期入所を利用している。枠を30回から40回、50回に増やして欲しい。	その他			支給決定は市町村が決定していますが、国の要領に基づき内容を決定しているところです。
163	6 障害福祉サービスの充実	休日に仕事をしている親が増えてきているが、どのように子どもたちの生活を保障するか。土日の受け入れが難しかったり、子どもの状態によって受け入れてくれない場合もある。 短期入所へのニーズの高まりによって部屋が空いていなかったり、職員配置の問題で受け入れが困難な場合がある。状態に関わらず受け入れができるように県から指導してもらいたい。	その他			短期入所は特定時期に利用が集中するため、職員配置ができず、利用が難しい時期があると聞いていますので、機会をみて要請していきます。
164	6 障害福祉サービスの充実	知的重度の方もこの東部地域では手がかかるとの理由で短期入所を受けてもらえない。親の休息も大切と思うので、職員1人分の人件費を県で出すとできないか。	その他			短期入所は特定時期に利用が集中するため、利用が難しい時期があると聞いています。 厳しい財政状況の中、県の助成は難しいのですが、事業所に利用拡大を要請していきます。
165	6 障害福祉サービスの充実	脳性マヒの方の特徴として、歳をとってくれば、肩のこりが重症になってくる。通っている場所にマッサージ師やリハビリの方がいると障害のある人にとって楽になると思う。	その他			理学療法士や機能訓練指導員が配置されている生活介護事業所の利用をしていただきたい。
166	6 障害福祉サービスの充実	施設の中で、リハビリやマッサージをしてもらおうとしても、施設入所者に限ってしかやってもらえない。施設で、もう1人ぐらい枠を増やしてもらいたい。	その他			入所者だけに限ったリハビリの提供はないはずですので、施設側とよく話しをしてみてください。
167	6 障害福祉サービスの充実	障害のある人の自立が、雇用政策や福祉就労に偏重している。高齢の障害のある人や独居の障害のある人、また年齢的に制度の狭間にいる人への配慮が乏しい。	その他			介護保険事業を優先して使っていただくこととなりますが、高齢化する障害のある人、独居の障害のある人への対策については、今後の大きな課題として捉えています。
168	6 障害福祉サービスの充実	高齢者の福祉施設のデイサービスについて、聴覚障害のある人はコミュニケーションがとれないので、入れないという状況になっている。たまたま、市川三郷町で5月に手話通訳者のいるデイサービス事業所が開設したが、呼びかけをしたところ多くの方が申し出ている。身近にそうした施設を整えてもらいたい。	その他			介護保険制度における各施設の人員基準では手話通訳者の設置が必要でないため、手話通訳者設置を推進することは困難と思われれます。
169	6 障害福祉サービスの充実	〇〇〇〇〇の東部進出に関して県の手助けはできるのか。	その他			具体的な相談があれば、話を聞き対応していくこととします。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
170	7 保健・医療の充実	精神科救急の24時間態勢について、今後の見通しと課題は。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	151	143	精神科救急の24時間化については、引き続き検討を進め、輪番制による医療体制の維持や相談体制の拡充を図ります。
171	7 保健・医療の充実	子どもに障害があると医師から報告があったとき、親がどこに相談したらよいのかわからない。親の会がないと福祉サービスの情報などをもらえない。親の会の存在も含めて、療育体制を整備してほしい。福祉プラザや医師も親の会を把握できているかどうかわからない。親の会の存在も医療、保健の充実に中に含めていただきたい。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	153 161	145 152	現行プランのNO.153.161等を継続実施して行く中で、療育体制の整備について検討します。
172	7 保健・医療の充実	医療的なケアが必要な方が日中活動先として通うことができる場所はとても少ない。その中でチェンバロ(あけぼの医療福祉センター、重症心身障害児者通園事業A型)は毎日のように通うことができていたが、近年通うことができる日数が少なくなっている。通う回数が減ってしまうと自宅で過ごす時間が増え、訪問看護の方にもお願いをしないといけない。これまで仕事できていた保護者も仕事を辞めなければいけない状況もある。	新プランに現行施策を修正し記載予定	154	146	平成24年度から改正児童福祉法に基づく事業となるが、引き続き取り組んでいきます。
173	7 保健・医療の充実	富士北麓圏域では、重度心身障害児(者)通園事業B型(はまなし寮)が1か所しかなく、定員に対して登録者が倍以上であり、医療的ケアを必要な人も含めると明らかにサービスが不足している。	新プランに現行施策を修正し記載予定	154	146	平成24年度から改正児童福祉法に基づく事業となるが、引き続き取り組んでいきます。
174	7 保健・医療の充実	発達障害のある人に力を入れておられますが、実はグレーゾーンの人たちについての支援が、あまり注目されていないようなので、山梨県ではどうなのかと、聞いてみたいと思います。 相談に来て診断された人にはサービスはありますが、ボーダーの人たちに対する診断をしないと、非行問題や不登校や犯罪につながるということがあります。幼児期などのグレーゾーンの支援をやっていかないと、いくら発達障害のある人を、心の発達総合支援センターでやったとしても、後になって診断されても、後になって大きな問題になります。それについて、どういう取り組みを考えておられるのだろうか。 それから、発達障害のある子どもや一般的な知識障害のある子どもの方面に比べて、ダウン症などの子どもの支援が弱くなっていないのか、ダウン症などの子どもたちに対して幼児期の支援が大事だと思うのですが、どうなのだろうかというのがあります。	新プランに現行施策を修正し記載予定	158 159	150	引き続き取り組んでいきます。
175	7 保健・医療の充実	司法のことを言われましたが、その犯罪者の後の、事後の支援というのが、国レベルでも都道府県司法レベルでも、力を入れておられるようですが、事前の、一つの犯罪を犯す前の未成年のあたりで、実は2次的障害、後遺障害などが出てきたりします。そのあたりについては、所属団体や教育、福祉の連携、あるいは精神科医とか医療も連携していかなければいけないと思います。過激な人がいて、その対応で、心の発達総合支援センターでは、大変な状況にあるというふうにいわれています。特に成人期の相談が多いと聞きます。 それなのに、後々になってでは、しょうがないです。やはり早めの予防をしていかないと、加害者になってしまうという問題がありますので、すぐに県の中でやってください。	新プランに現行施策を修正し記載予定	158 159	150	引き続き取り組んでいきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
176	7 保健・医療の充実	「発達障害のある子どもを含む障害のある子ども及び発達障害の疑いのある子どもに対する療育を身近な地域で進めます。」の新規事業の追加を。	新プランに現行施策を修正し記載予定	158	150	中核となるこころの発達総合支援センターを中心に、身近な地域での療育の充実を図ります。
177	7 保健・医療の充実	重度心身障害者医療費助成制度が今年度の行政評価の対象事業となっている。今後とも助成制度の存続を願いたい、制度の見直しはされるのか。	新プランに現行施策を修正し記載予定	167	157	国の障がい者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度とするため、引き続き検討を進めていきます。
178	7 保健・医療の充実	重度心身障害者医療費助成制度は、行政評価の結果如何で今後のあり方が決ってしまうのではないかと懸念。今回、助成制度が行政評価の対象となったことに対する障害福祉課の考え方を伺いたい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	167	157	国の障がい者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度とするため、引き続き検討を進めていきます。
179	7 保健・医療の充実	重心医療に補助制度について、仕分対象になっているが、どうなるのか聞かせて欲しい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	167	157	国の障がい者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度とするため、引き続き検討を進めていきます。
180	7 保健・医療の充実	重度心身障害者医療費助成制度の対象者について、現状を維持してほしい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	167	157	国の障がい者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度とするため、引き続き検討を進めていきます。
181	7 保健・医療の充実	重度心身障害者医療費制度で、医療費の窓口負担が0円で助かっている。命にもかかわる問題でもあるので、将来的にも、窓口負担0円を継続してほしい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	167	157	国の障がい者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度とするため、引き続き検討を進めていきます。
182	7 保健・医療の充実	重度心身障害者医療費制度の継続をぜひお願いしてほしい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	167	157	国の障がい者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度とするため、引き続き検討を進めていきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
183	7 保健・医療の充実	重度心身障害者医療費制度について、現物給付を受けており、ぜひ継続をお願いしたい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	167	157	国の障がい者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度とするため、引き続き検討を進めていきます。
184	7 保健・医療の充実	重度心身障害者医療費助成事業を現行のまま継続させていただきたいのが、家族、当事者たちの願いです。 その制度が3人の委員さんによって見直されるということなのですが、重度の心身障害のある人のために、是非この制度を継続させていただきたいというのが私たちの願いです。お金が無かったら、診察や治療を受けられないというふうにはならないように、この制度を現行のままの継続をお願いします。	新プランに現行施策を修正し記載予定	167	157	国の障がい者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度とするため、引き続き検討を進めていきます。
185	7 保健・医療の充実	重度心身障害者医療助成制度の窓口無料化につきましては、私たちが20年以上も運動を継続してきました、山本県政のときに計画を作っていたいただいて、横内県政でやっていただいた。 その制度を作るにあたっては厚生労働省から何千万ものペナルティがあり、交付金から削減されることも考慮して、横内県政が取り入れてくれた制度ですから、横内県政がある以上は、この制度を続けてくれるということを私は確信しております。	新プランに現行施策を修正し記載予定	167	157	国の障がい者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度とするため、引き続き検討を進めていきます。
186	7 保健・医療の充実	精神障害のある人は入院や通院などの必要性があり、医療とのつながりが深いため、重度心身障害者医療費助成制度は非常に重要な施策として継続を強く希望する。	新プランに現行施策を修正し記載予定	167	157	国の障がい者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度とするため、引き続き検討を進めていきます。
187	7 保健・医療の充実	口腔ケアセンターの郡内の状況はどうか。	新プランに現行施策を修正し記載予定	168	158	富士・東部地域歯科救急拠点整備検討委員会を設け、H25年度の開設を目指して検討中です。
188	7 保健・医療の充実	郡内地区にあげぼの医療福祉センターのようなものがない。歯科がないので、あげぼの医療福祉センターに行くと、1年間またないといけなと言われていた。歯だけでなくその他の病気についても、障害のある人をあつかう医療センターを郡内に作ってほしい。あげぼの医療福祉センターで1年間も待たずに、他の歯科の病院に行くよう指導してほしい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	168	158	救急の場合に対応できるよう、県では富士・東部圏域歯科救急拠点を整備する方向で整備検討会を開催し、検討しています。
189	7 保健・医療の充実	富士北麓圏域では、障害のある人専門の医療機関がないため、あげぼの福祉医療センターまで通院している	新プランに現行施策を修正し記載予定	168	158	救急の場合に対応できるよう、県では富士・東部圏域歯科救急拠点を整備する方向で整備検討会を開催し、検討しています。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
190	7 保健・医療の充実	【介護職員等によるたんの吸引等の支援の促進】 「医療的なケアを必要とする重度の障害のある人に対する介護職によるたんの吸引など、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修を実施して人材の確保を行い支援の促進を図ります」の新規事業の追加を。	新プランに新規に記載予定		新160	
191	7 保健・医療の充実	ヘルパーによる痰の吸引が出来るように基礎研修を実施してください。	新プランに新規に記載予定		新160	
192	7 保健・医療の充実	健康増進課でもピアサポーター養成をしているが、障害者プランには記述がないのは、なぜかと思った。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	181	171	障害者プランの「難病相談・支援センター」事業の中で推進しています。
193	7 保健・医療の充実	難病相談・支援センターには、非常に助けられている。	現行プラン記載済、 新プランにも引き続き記載予定	181	171	障害者プランの「難病相談・支援センター」事業の中で推進しています。
194	7 保健・医療の充実	普段から、持病に応じて、病院関係者と連絡を緊密に取り、緊急入院できる病院を。	新プランに現行施策を修正し 記載予定	182	172	重症難病に関しては、障害者プランNo.182事業の中で推進しています。
195	7 保健・医療の充実	「発達障害者支援センター」が「こころの発達総合支援センター」となり機能や職員が充実した。「発達障害者」より「こころの発達」というネーミングが良い。本人(思春期を迎え障害受容に苦しんでいるもの)にとっても相談をしに言ってみようと思える場所ができた。 地域の偏見や支援者の理解の促進がまだまだ必要な障害であるため、中核となるセンターとしてさらに充実してほしい。	実施中			中核となるこころの発達総合支援センターを中心に、地域の偏見の解消や支援者の理解を促進していきます。
196	7 保健・医療の充実	今般、精神疾患が地域医療計画で策定すべき「五大疾病」の位置づけになったが、今回のプランの策定において、地域医療計画とのすりあわせが必要なのでは。	実施予定			今回のプランにおいて、医療の部分は大きなものであると考えている。地域医療計画との連携、すりあわせは講じていきたいと考えています。
197	7 保健・医療の充実	「難病等の慢性疾患に罹患した児者と家族に対し、生涯にわたる一貫した支援を提供します。」の新規事業の追加を。	今後検討します。			国の難治性疾患対策検討チーム等の検討結果を踏まえて検討します。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
198	7 保健・医療の充実	民間でも療育をしている有料の病院があるので、療育体制の整備をはかる上で、そこに通っている親たちの意見や、どこでどんな療育を受けられるかを集めてから整備をしてもらいたい。	御意見は今後の業務の参考とします。			
199	7 保健・医療の充実	サービスについて、難病患者は、難病施策、介護保険、障害者施策が入り乱れていて、わかりにくい。わかりやすくできないものか。	御意見は今後の業務の参考とします。			
200	7 保健・医療の充実	在宅人工呼吸器使用患者の安全措置としてアンビュウバック、外部バッテリーを貸与してください。 自然災害時や、日常療養生活の中での呼吸器のトラブルは命に直結します。緊急時バックアップ機器として貸与してください。	御意見は今後の業務の参考とします。			御意見は、今後、医療等関係機関との連携の参考とします。
201	7 保健・医療の充実	全国的に精神医療審査会に精神保健福祉士が委員として関与し、精神障害のある人の医療と保護のために役割を果たしている。本県でも精神保健福祉士の活用を検討されないか。	御意見は今後の業務の参考とします。			今後の委員任命の際に、参考といたします。
202	7 保健・医療の充実	郡内地区にも小児の医療救急センターができたが、12時までで終わりとなっている。12時過ぎれば峠越えをしなければならない。その間に死んでしまうこともある。明け方までの医療体制をとってもらいたい。	その他			現在、富士・東部のセンターで診療している医師約70人のうち7割以上が国中地域の医師であり、これらの医師は深夜まで遠距離にあるセンターで診療し、翌日には本務の病院等で診療に当たるとともに、国中のセンターでも診療しているという厳しい勤務条件にあります。 このため、現在の診療体制の維持に苦心しているところであり、現時点においては、富士・東部のセンターの診療時間を延長することは難しい状況にありますが、引き続き小児科医の確保・定着に全力で取り組み、小児救急医療体制を充実して参ります。 なお、明らかに救急を要する急病の場合は医療機関又は119番へご連絡ください。
203	7 保健・医療の充実	県立中央病院では、神経内科の常勤医がいなくなり、病棟も閉鎖され、救急対応もとってもらえない状態が長く続いている。患者会で要望しているが、実現されていない。経営形態が変わったなかで、採算性が悪い神経難病患者は切り捨てられるのではないかと気にしている。聞いた話であるが、新しい患者をどんどん見て、その患者を3か月ぐらいで地域の開業医に帰せ、長く見るな。新しい患者を短期間で回転させるとの指示がだされている。神経内科の患者は治らないから、難病となっている。現実とかけ離れている方針なので、そういう理由もあって、神経内科の若手医師が県立中央病院に赴任する気がないようである。継続的医療を必要とする難病患者は、採算性は悪いが、どこまで診てもらえるか気にしている。県立中央病院の医療体制を充実して欲しい。	その他			難病対策、特に神経難病については、難病医療拠点病院である山梨大学医学部付属病院に入院医療を担っていただきながら、県内12の協力病院と緊密に連携を図り、適切な治療が受けられるよう医療体制を確保するとともに、常勤の神経内科医の確保に向け、引き続き、取り組んでおります。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
204	7 保健・医療の充実	来年4月より、児童の支援に関して不安がある。障害のある児童も児童福祉法の中で対応していく事は難しいのではないかと。こころの発達総合支援センターなど発達につまづきがある児童でもIQが高い場合はじき出されてしまう可能性がある。放課後児童デイサービスなど柔軟に使えるようにしてほしい。また、はじかれてしまう児童に対して県でも対応策を考えて欲しい。	その他			障害のある子どもに対するサービスは、現在も児童デイサービスを除けば全て児童福祉法で対応しており、国は、現状のサービスが円滑に対応できるよう制度設計をするものと思われる。
205	7 保健・医療の充実	リハビリ病院に入院すると何万円というお金がかかる。施設をうまく利用しやすいよう委託してもらえれば、地域でいくら重度であっても暮らしやすいものになっていくと思う。施設でも、もう少しやわらかいやり方をとってもらえればと思います。	その他			障害福祉サービスを組み合わせて、地域で生活できるよう障害福祉サービス事業所の増加を促進していきます。
206	7 保健・医療の充実	「180 難病患者地域支援対策推進事業の推進」で、二十数年難病患者であるが、1度も保健所の訪問もなかったのが、実感がつかめない。事業がどう行なわれているのか。	その他			難病患者への個別及び集団支援については、各保健所ごとに優先順を設けて支援しています。
207	7 保健・医療の充実	7、8年前から先天性外来が問題になっていて、静岡、長野には、こども病院があって、その方たちが成人して、大人になってどのように移行するかが問題になっている。循環器で心臓の病気は、子どもと大人ではまるっきり内容が違う。山梨にも先天性外来を作って欲しいとの話がある。心臓病の手術は、山梨大学医学部附属病院が中心になってきているが、県立中央病院に先天性外来を作ったらよいという話もあったが、実現されていない。大人も小さい子と一緒に附属病院の小児科に入院せざるをえない。県の問題なので、県立中央病院に先天性外来を作ったほうがよい、あるいは、手術は山梨大学医学部附属病院でしており、連携が必要なので、附属病院に先天性外来を作ったほうがよいという話はあるが、いまだ先天性外来が作られていないので、作って欲しい。小児科の心臓の専門医が少なくなっている。郡内はさらに少ないので、何とかして欲しい。	その他			先天性心疾患の治療には、専門の医療技術者を多く必要とするため、その体制が確立している、山梨大学医学部附属病院に入院医療を担っていただいております。県立病院には、専門外来を設けておりません。今後も、山梨大学医学部附属病院と緊密に連携を図りながら、適切な治療が受けられるよう、医療体制の確保に努めて参ります。
208	8 教育の充実	学校でいじめがある。あるいは、先生が十分理解していないまま、子どもたちに接している。教員の研修の場で、個々の疾病や、てんかんにふれて欲しい。	新プランに現行施策とともに新規に記載予定	186 200 201 202	176 193 194 195 新196	現行施策の拡充として、「教員の専門性及び指導力の向上」に努めるとし、教員研修の充実に取り組むこととしています。今後、教員の専門性の向上を一層推進するため、プランの新規施策を追加記載予定。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
209	8 教育の充実	特別支援教育の充実は図られてきているが、高等学校、大学教育での支援がほとんど得られない。高等学校の進路指導の先生に発達障害の特性を理解して高校の進学率向上のための支援ではなく質の指導を行ってほしい(高機能の発達障害のある子どもは医大や有名大学に進学できる学力を持っているが、その後の仕事に生かせない。学力でなく特性を見極めた指導を行ってほしい)	新プランに現行施策とともに新規に記載予定	188 193 200 202	新192 193 195 新196	現行施策の拡充として、プランに基づき、高等学校における支援体制づくりや推進を図るため、コーディネーター協議会や研修会を開催して障害の特性の理解推進などに努めているところであり、進路指導担当教員に対する研修の充実も図ります。今後、高等学校における支援の一層の充実を図るためにプランの新規施策を追加記載予定。
210	8 教育の充実	ふじかわ分校卒業後は本校への進学となるが、距離が遠い為、寄宿舎を利用している。しかし、何かあった場合にはやはり親が迎えに行かなければならない。また、建物の老朽化が進んでいるので建て替えてほしい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	205	200	プランの中で、特別支援学校の教室不足や施設の老朽化、大規模化の解消などを検討し、特別支援学校の教育環境の整備を図ることとしています。
211	8 教育の充実	幼児期から小中学校の教育の個別支援計画については、古いプランでも数値として上がっていますが、そこに幼稚園、あるいは保育園で個別の支援計画をつくるという数値目標は上がっていません。小中学校の数値目標は上がっていますが、幼児期から数値目標を入れて欲しいのです。	御意見は今後の業務の参考とします。			県教育委員会は、公立幼稚園(4園)における個別の教育支援計画の作成状況の調査は行っていますが、就学前においては、「相談支援ファイル」の活用を進めることとしているところであり、御意見は、今後、私立幼稚園や保育所を所管する部局と連携し、個別の教育支援計画と相談支援ファイルの扱いに関する共通理解の促進、数値目標の設定等の検討をする際の参考とします。
212	8 教育の充実	教材・教具のキャンペーンを行っている自治体がある。本県でも取り組んでほしい。(発達障害のある人はちょっとした教材の工夫でつまずくことがなくなる。多くのアイデアを知ること実践教育に役立てられる。また親がそれを学ぶことで養育技術も向上する)	御意見は今後の業務の参考とします。		185 191 199 202	プランにおいて指導内容等の改善・工夫、特別支援学校における教材の工夫や特別支援学校のセンター的機能の活用の推進を図ることとしています。また、各特別支援学校においては、校内における地域支援の一環として自作教材・教具展示会などを行っている状況もあり、教材・教具の紹介に関わる事業や障害者団体主催のキャンペーンとの連携・協力等については、今後の業務の参考とします。
213	9 雇用・就労の支援	「山梨県全域で障害者就職面接会を開催し、雇用の場の拡大を図る。」という文言を記載してほしい。(参考:産業人材課から障害者就職面接会は、ハローワーク主催なので、削除すべきでは?)	新プランに現行施策を修正し記載予定	210	206	障害者就職面接会の主催者は山梨労働局(ハローワーク)で、県の施策ではないため内容を修正

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
214	9 雇用・就労の支援	「雇用率(1.8%)達成を含めた雇用の促進を図る。」という文言を記載して欲しい。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	211	207	法定雇用率の数値(1.8%)については、変更の可能性もあるため記載しません。
215	9 雇用・就労の支援	一般企業へ障害のある人の就労を助成するような補助金をつけたらどうか。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	211	207	プランの「重度障害者等雇用促進助成金」が該当。
216	9 雇用・就労の支援	「労働局、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携のもと、法定雇用率の周知及び未達成企業の解消を図る。」という文言を記載して欲しい。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	211	207	障害者就業・生活支援センターは「等」に含むものと御理解いただきたい。
217	9 雇用・就労の支援	「A型事業所の整備促進を図るため、法案の可決が見込まれる「ハート購入法案」等による官公需の優先発注などを活用した、最低賃金以上の工賃支給の安定化を図る。」という文言を記載して欲しい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	220	210 215	現行施策において対応。プランに反映。
218	9 雇用・就労の支援	「地域活動支援センターの支援内容の充実と、地域ニーズへの適切な対応を図るための支援を行う。」という文言を記載して欲しい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	221	216	現行施策内容に追加し、プランに反映。
219	9 雇用・就労の支援	就労支援事業所等の工賃水準は、工賃倍増対象事業所に着目すると、平成18年度の10,735円から平成22年度は13,938円となり、全国順位は36位から10位となり、伸び率は29.8%で全国1位であった。平成23年度額も14,224円と上昇している。このため工賃水準は工賃倍増事業計画の当初計画額の22,000円とし、平成23年度に終了する工賃倍増計画事業に変わる計画を進めることが必要である。	新プランに現行施策を修正し記載予定	223	217	現行施策を拡充し、プランに反映。
220	9 雇用・就労の支援	追加で、「定着支援に向けた取り組みにおいて重要である生活面での支援は、長期化するため、就労後の生活支援体制の強化を図る。」という文言を記載してほしい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	227	221	現行施策内容に追加し、プランに反映。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
221	9 雇用・就労の支援	追加で、「雇用の拡大で支援対象者が増加しており、障害者就業・生活支援センターの機能の補完するため県版ジョブコーチの活用を強化する。」という文言を記載して欲しい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	228	222	現行施策内容に追加し、プランに反映。
222	9 雇用・就労の支援	「就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行う障害者就業・生活支援センターが設置されており、今後も適切な運用を図ります。」に内容変更を。	新プランに現行施策を修正し記載予定	229	223	現行施策内容に追加し、プランに反映。
223	9 雇用・就労の支援	社会適応訓練事業が法律から削除されることとなるが、本県では制度化される前から独自に取り組んでいる制度。継続を。	新プランに現行施策を修正し記載予定	233	227	実績を踏まえ。可能な限り対応いたします。
224	9 雇用・就労の支援	進捗率の低い項目のNO40「県立施設における職業訓練の推進」に関係するが、支援学校卒業後に、職業訓練をさせたくても、富士・東部圏域には障害者就業支援センターや就業センターなどの資源がない。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	235	229	プランの多様な委託先を活用した委託訓練については、都留高等技術専門学校で実施しています。 なお、意見中の「障害者就業支援センター」が「障害者就業・生活支援センター」を指しているのであれば、平成23年3月に富士吉田市の社会福祉法人を指定しています。
225	9 雇用・就労の支援	一般企業への障害のある人の就労を支援する対策をお願いしたい。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	235	229	プランにおける訓練の実施により、企業への就職に結びつけています。
226	9 雇用・就労の支援	農家等は、仕事の特性的に、障害のある人の就労の受け皿となれるかもしれないので、活用できるのではないか。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	235	229	プランの多様な委託先を活用した委託訓練において、農作業の実習を中心とした「農園スタッフ実践科」を設定しています。 また、農業だけの特出しは難しいため、プラン上は他の産業と同様にプランの就業支援施策の充実の中で対応します。(農業分野での障害のある人の就労支援には国も力を入れ始めているため農農政部とも連携し進めていきます)

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
227	9 雇用・就労の支援	支援学校卒業生や発達障害のある人に対して福祉だけでは受け皿が難しい、農業など空きのある事業も取り入れていく必要がある。	現行プラン記載済、新プランにも引き続き記載予定	235	229	プランの多様な委託先を活用した委託訓練において、農作業の実習を中心とした「農園スタッフ実践科」を設定しています。 また、農業だけの特出しは難しいため、プラン上は他の産業と同様にプランの就業支援施策の充実の中で対応します。(農業分野での障害のある人の就労支援には国も力を入れ始めているため県農政部とも連携し進めていきます)
228	9 雇用・就労の支援	企業に対し障害のある人の雇用枠の拡大や特例子会社の誘致を進めるよう働きかけをお願いしたい。 峡東では昨年特例子会社NTTグラルティができたことで就労に繋がった当事者もたくさんいる。特例子会社など県で斡旋して欲しい。	実施中			県内への開設を希望している特例子会社や障害のある人の雇用を考えている事業所に対しては、関係部局と連携して開設のための支援を行っています。
229	9 雇用・就労の支援	顔見知りの県版ジョブコーチが使えるようにしてもらえないか。	実施中			県版障害者ジョブコーチの支援拠点である障害者就業・生活支援センターにおいて調整可能です
230	9 雇用・就労の支援	「更なる雇用の場を創設するために、地場産業の活性化を促進する必要がある。現在多くの地域で課題となっている耕作放棄地を活用した、農業分野への障害のある人の雇用促進システムの構築を図るため、関係機関の担当者を招聘し、県内にモデル事業所を設置する。」の新規事業を。(参考:産業人材課から障害者雇用支援合同会議は産業人材課主催の会議でもなく、現在は実施していないと思われる。)	対応予定			現行施策において対応します。 農業だけの特出しは難しいため、プラン上は他の産業と同様にプランの就業支援施策の充実の中で対応します。(農業分野での障害のある人の就労支援には国も力を入れ始めているため県農政部とも連携し進めていきます)
231	9 雇用・就労の支援	指導者の育成支援としてサポーターを利用する等の施策はどうか。	御意見は今後の業務の参考とします。			既存事業では県版障害者ジョブコーチがありますが、御意見は今後の業務の参考とさせていただきます
232	9 雇用・就労の支援	特別支援学校高等部卒業生の就職率は低いですが、プランの230番「公務部門における職場実習事業の実施や雇用の検討」が掲載されている。特別支援学校で卒業生が雇用されている例がある。在校生の励みにもなるので、このような試みを続けていってほしい。また、役場や図書館などで働いている障害のある人が増え、一般の方も目にすれば、障害のある人を雇用してみようという方も増えてくるのではないかとと思われる、啓発の部分もあるので、このような取り組みを増やしてほしい。	御意見は今後の業務の参考とします。	230	224	公務部門での職場実習事業はH21年度に障害福祉課内で実施したり、実習ではないが、今年度、教育委員会では障害のある人の雇用を行っているところです。御意見は今後の業務の参考とさせていただきます

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
233	9 雇用・就労の支援	職業訓練の募集時に手話通訳者がいないため申し込めない状況になっている場合もある。手話通訳者がいることを示してもらえれば参加しやすい。	御意見は今後の業務の参考とします。			募集時に手話通訳が付けられる場合は、手話通訳が付くことを示すように労働関係部局への働きかけを行います。 ハローワークにおいては、手話協力員の巡回予定日について総合案内等で周知していますが、協力員不在時でも職業訓練を希望する障害のある人より相談があった場合は、申し込みができないことがないよう、筆談等でご案内しており、ご意見は今後の参考とします。
234	9 雇用・就労の支援	就職率が低い現状の中、県か市町村は職員として精神障害のある人を雇用する目標を立て、積極的に取り組むべきでは。	その他			定員適正化計画の終了に伴い、職員採用に当っては退職補充が原則となる中、精神障害のある人を採用するには、就業できる業務を検討する必要があります。
235	9 雇用・就労の支援	緊急雇用創出事業に対する障害のある人からの申し込みが多い。県から企業に声かけをしてもらうことによって雇用促進につなげてもらえれば。	その他			「企業への声かけ」という要望にはそえませんが、やまなし・しごと・プラザにおいて、就職情報の提供やキャリアカウンセリングなど、きめ細かな就職支援を行うとともに、短期的な雇用・就業機会の確保を図っています。
236	9 雇用・就労の支援	最低賃金適用除外を受けるにあたって、仕事の内容的に基準となるものが少ないため、適用申請の合理的理由を説明するのが困難となる。	その他			労働基準監督署が最低賃金適用除外の判断をしていますので、よく相談していただきたい。
237	10 社会参加への支援	推進員の養成研修を行っているが、参加が少ない。また、講習会を終了しても活動の場があまりない。	新プランに現行施策を修正し記載予定	260 261	253 254	新プランに継続して掲載し、検討していきます。
238	10 社会参加への支援	障害者スポーツ活動推進員の活用を、県でも力を入れてほしい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	260 261	253 254	新プランに継続して掲載し、検討していきます。
239	10 社会参加への支援	県民の日のグランドゴルフ大会は昔は身体障害のある人の参加が多かったが、今は知的障害のある人が多い。身体障害のある人の参加できるものがあればよいと思う。	新プランに現行施策を修正し記載予定	262	255	新プランに掲載し、検討していきます。
240	10 社会参加への支援	スポーツ団体の活動が少ない。また、競技が限られている。	新プランに現行施策を修正し記載予定	262	255	新プランに掲載し、検討していきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
241	10 社会参加への支援	県内の大会やレクリエーションが少ない。	新プランに現行施策を修正し記載予定	262	255	新プランに継続して掲載し、検討していきます。
242	10 社会参加への支援	新たな障害のある人のスポーツ競技の取り組みが必要。県は全国大会の予選のみ実施しているが、過去にはレクリエーションスポーツの取り組みも行っていた。	新プランに現行施策を修正し記載予定	262	255	新プランに継続して掲載し、検討していきます。
243	10 社会参加への支援	重度の障害のある人向けのスポーツの取り組みが必要	新プランに現行施策を修正し記載予定	262	255	新プランに掲載し、検討していきます。
244	10 社会参加への支援	備品の設置・保管場所の問題がある(具体的には視覚障害のある人用のサウンドテーブルテニス用の台の置き場所に苦慮している)。	新プランに現行施策を修正し記載予定	262	255	新プランに掲載し、検討していきます。
245	10 社会参加への支援	他県(埼玉県、愛知県)では、障害のある人専用の施設がある。そこまでは無理としても、ある程度優先的に利用できる施設が必要である。	新プランに現行施策を修正し記載予定	262	255	新プランに掲載し、検討していきます。
246	10 社会参加への支援	県主催の障害のある人のスポーツ大会がなくなり、全国障害者スポーツ大会出場のためや、メダルを取るためのスポーツ大会になってしまっているが、本来、県内の障害のある人が出会い、身体を動かし、交流の場としての意味があった。再検討してほしい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	262	255	新プランに継続して掲載し、検討していきます。
253	10 社会参加への支援	障害のある人のスポーツセンターの設置をお願いしている。卓球台を持っていても置き場所が無く困っている。新しいものを作るのは大変なので、廃校を利用するなど考えてもらいたい。 また、卓球についても競技力の向上のために審判を増やしてもらいたい(審判にチェックしてもらえる)。	新プランに現行施策を修正し記載予定	262	255	新プランに掲載し、検討していきます。
247	10 社会参加への支援	精神障害のある人においては、象徴的なこととして、公共交通機関の割引の適用がまちまちである。他の障害と同様となるようお願いしたい。 プランでも精神障害のある人について、何か位置づけてもらいたい。	新プランに新規に記載予定		新264	障害者自立支援法の趣旨からも、障害の種別にかかわらず、運賃割引など必要なサービスを受けられることが望ましいと考えるので、精神障害のある人も運賃割引が受けられるよう働きかけます。
248	10 社会参加への支援	他障害のある人には認められている公共交通機関の割引が、全く精神障害のある人には適用されていないのが現実であります。 パスの割引について、県のカもお借りし、いいところまでいったようだったのですが、実現に至っておりません。 この公共交通機関の問題についても是非よろしくお願いしたいと思います。	新プランに新規に記載予定		新264	障害者自立支援法の趣旨からも、障害の種別にかかわらず、運賃割引など必要なサービスを受けられることが望ましいと考えるので、精神障害のある人も運賃割引が受けられるよう働きかけます。
249	10 社会参加への支援	【専門コース別研修の充実】 「地域生活移行など、福祉施設・事業所職員への理解を促進し、専門的な知識や技術をもつ人材を養成するため、県内の実情をみながら段階的に専門コース別研修を行い人材の充実に図ります。」の新規事業の追加を。	新プランに記載予定		新265	平成24年度から同行援護研修を実施予定であり、段階的に専門コースを増やせるように検討していきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
250	10 社会参加への支援	アナログ放送では、FMラジオでテレビ放送が聞くことができたが、アナログ放送終了後は、ラジオでテレビ放送が聞けない。県から要望できないか。	要望中			県では都道府県で構成する地上デジタル放送普及対策検討会を通じ、国に対して、地デジ音声の受信が可能な携帯性に優れた機器等の開発や代替手法の早期実現を要望しています。
251	10 社会参加への支援	(プランP74の253)盲ろう者のコミュニケーション支援についても目標値を設定してもらいたい。盲ろう者は、引きこもっている人が多いので、社会参加するような計画を作ってもらいたい。	御意見は今後の業務の参考とします。			
252	10 社会参加への支援	今後心配なこととして、現在、肢体不自由や知的障害、肢体不自由と知的障害の重複障害のある人は施設などのサービスを利用している人は多くいるが、聴覚障害のある人が施設などを利用する時、コミュニケーション(手話)が出来るようにしてほしい。コスモスではヘルパーや施設職員が手話を学習してくれている。他の施設や市町村の職員も手話でコミュニケーションできるようにしてもらえると助かる。南アルプス市内に手話通訳の方が高齢者施設を立ち上げ、聴覚障害のある人も利用できる施設となっている。しかしこのような施設は県内に1ヶ所しかなく、遠いところに住んでいる人は利用できない。	今後検討します。			障害者基本法第3条第3号に情報保障が規定されており、今後検討する必要があります。
254	10 社会参加への支援	障害者基本法の改正で、選挙等の配慮の規定があり、選挙の際に、施設入所者で書くことができない人は、職員に代筆をしてもらって投票しているが、プライバシーの保護に問題がある。自分で書くことができない重度の心身障害のある人だけでも電子投票を何とか実行できたらと思う。	御意見は今後の業務の参考とします。			電子投票は、今のところ地方公共団体の議会議員及び長の選挙(国政選挙を除く)に限られており、経費や機器の信頼性の面から、全国的にも導入が進んでいない状況です。また、現行法では、電子投票が導入された場合でも、病院や特別養護老人ホームなどで行われる不在者投票は、電子投票機による投票から除外されているため、電子投票をすることができません。
255	10 社会参加への支援	市町村の考え方もあるが、県でも障害のある人のスポーツの振興について指導してもらいたい。	御意見は今後の業務の参考とします。			
256	10 社会参加への支援	全国大会予選で身体障害のある人が減り、知的障害のある人がかなり増えている。これ以上増えると1日で予選会を行うことが難しくなる。	御意見は今後の業務の参考とします。			
257	10 社会参加への支援	スポーツ基本法が6月に成立し、障害のある人のスポーツについても規定され、具体的な中身についてはまだよく分からないが、現状として本県では、次のような問題がある。障害のある人専用の用具が設置されておらず、対応できる指導者がいない。	御意見は今後の業務の参考とします。			

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
258	10 社会参加への支援	(プランP76の270について)福祉タクシーについては、聴覚障害のある人も対象としてもらえれば、社会参加が進むと思われる。市町村においても聴覚障害のある人の対応が異なっている。運転免許を持っている人以外に交付してもらいたい。各市町村に県からも指導してもらいたい。	御意見は今後の業務の参考とします。			
259	10 社会参加への支援	会員が70名近くいるが、遠くの人が出てこれない。移動手段の確保をお願いしたい。	御意見は今後の業務の参考とします。			
260	10 社会参加への支援	このサービスは山梨県だけでも聞いておりましたが、関東の視覚障害のある人の団体長会議で、政令指定都市であります千葉市では、重度の身体障害のある人に60枚の福祉タクシー券が発行されている。また、通院状況を考慮して、200枚まで発行していただいているということ、政令指定都市の千葉市の団体長からお聞きいたしました。細々ではあります、山梨では24枚、市町村によりましては、多少上積みして発行されておりますが、今後も是非前向きに増やしていただけるような方向で検討していただきたい。特に山梨の場合は交通アクセスが大変不便で、その上バス等本数も少なくっておりますので、視覚障害のある人は特にタクシーに依存するという状況にありますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。	御意見は今後の業務の参考とします。			
261	10 社会参加への支援	移動支援で、同行者の分の料金負担がなくなればと思う。	御意見は今後の業務の参考とします。			
262	10 社会参加への支援	他県や圏域外利用で送迎車が自宅へ来ない等、東部で生活することは親の負担も大きい。送迎や移動に関して、毎日ではなくてもいいので年間〇時間としてサービスはできないか。健常者と違って幼稚園保育園時代だけではなく一生のことなので。	御意見は今後の業務の参考とします。			移動支援等について実施している市町村があるので、市町村に確認をしていただきたい。
263	10 社会参加への支援	高齢者や障害のある人が参加しやすい、「信玄公祭り」にする。リヤカーを飾り付けて、家族が引き、それに患者や高齢者や障害のある人が鎧を着て乗って、お祭りを自分たちの力で楽しみたい。	その他			1500名の鎧武者が集まる甲州軍団出陣を行う「信玄公祭り」は、日本一の武者祭りといわれています。参加者は鎧に着替え、出陣までの2時間余りを観光客と陣屋でふれあい、その後、出陣パレードを約2時間行います。このため、高齢者や障害のある人にとりましては、お身体に相当の負担がかかることが見込まれます。しかしながら、「信玄公祭りに参加したい」というご意向は大切にしたいと思っておりますので、信玄公祭り実行委員会にお伝え致します。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
264	11 障害福祉計画関係	障害のある人の自己選択のためにも、サービス事業所の確保を図ってもらいたい。淘汰されていく事業所は仕方ないのではないかと。	新プランに現行施策を修正し記載予定	P92～P93	P86	次期障害福祉計画においては、各圏域のサービス見込量は今後も増加することから、全ての圏域でサービス事業所の増加を図っていきます。
265	11 障害福祉計画関係	障害福祉計画の達成率と事業所の定員数を同じと考えるのが欲しい。今後もこれまでと同様の考え方で行くなれば福祉計画の目標数値に圏域の利用者数の流動を勘案する必要がある。	新プランに現行施策を修正し記載予定	P92～P93	P86	次期障害福祉計画においては、各圏域のサービス見込量は今後も増加することから、全ての圏域でサービス事業所の増加を図っていきます。
266	11 障害福祉計画関係	障害福祉計画によって事業所指定できないような事もなく、柔軟に対応して頂きたい。	新プランに現行施策を修正し記載予定	P92～P93	P86	次期障害福祉計画においては、各圏域のサービス見込量は今後も増加することから、全ての圏域でサービス事業所の増加を図っていきます。
267	11 障害福祉計画関係	中北、峡東圏域での定員増をさせていないが、予算の中で収まるように考えているのかとの思いがある。プランで縛って、峡南、富士・東部圏域に福祉サービスができるのを待っているだけでは進まない。 峡南、富士東部圏域のグループホーム・ケアホーム、日中活動サービスを設置するための施策を県が実施しないといつまでたっても進まない。	新プランに現行施策を修正し記載予定	P92～P93	P86	次期障害福祉計画においては、各圏域のサービス見込量は今後も増加することから、全ての圏域でサービス事業所の増加を図っていきます。
268	11 障害福祉計画関係	平成24年度に間に合うよう事業所の定員増を遅くとも来年1月までに認めてほしい。	その他			障害福祉計画が策定された後でなければ、定員増に係る指定は難しいところですが、個別の相談には早期に対応していきます。
269	11 障害福祉計画関係	中北、峡東圏域における生活介護、就労継続B型のサービス量の確保について、定員増の方針を県のプランで平成24年4月に示されても、事業立ち上げには間に合わない、早めにアナウンスしてもらいたい。	その他			障害福祉計画が策定された後でなければ、定員増に係る指定は難しいところですが、個別の相談には早期に対応していきます。

No.	項目	意見(要望)事項等	対応	現プラン	新プラン	備考(補足等)
270	11 障害福祉計画関係	現在の圏域もこのままでいいのかとの考えもある。	その他			福祉と保健・医療の連携を図るため、高齢者福祉圏域及び地域保健医療計画の二次医療圏と同一の4圏域(中北圏域、峡東圏域、峡南圏域、富士・東部圏域)としました。
271	11 障害福祉計画関係	山梨県程度の人口で4圏域作ることの意味が分からない。強いて言うなら、国中と郡内の2つくらいであるが。	その他			福祉と保健・医療の連携を図るため、高齢者福祉圏域及び地域保健医療計画の二次医療圏と同一の4圏域(中北圏域、峡東圏域、峡南圏域、富士・東部圏域)としました。
272	12 その他	扶養共済の加入率が伸びていない。制度も変えていく必要があるのではないか。(悪い例として、本人が亡くなった場合、何十年も掛けて5万円しか給付されないなどがある。)	その他			本制度は、独立行政法人福祉医療機構との扶養保険契約に基づいて山梨県が実施しています。保護者が死亡または重度障害状態になった後、障害のある人に年金を支給することで生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害のある人の将来に対して保護者が抱く不安の軽減を図るという制度の目的について御理解をいただきますようお願いいたします。
273	12 その他	障害者相談所の入所調整機能については、廃止した方がよいと思う。他県でも多くの県で廃止している状況であり、この機能は相談支援事業所が担うべきである。	その他			障害者相談所での入所調整機能については、待機者の公共性や緊急対応の必要性から実施を行っているところです。関東近県の状況を見ましても、10県中、7県は入所調整を実施している状況です。ご理解をいただきますようお願いいたします。
274	12 その他	精神障害者手帳の優遇が、他の障害に比べ多少低いように感じる。他の障害同様同じように使えるようにして頂きたい。	サービス拡充に向け、検討していきます。			
275	12 その他	かえで荘については、立て替える予定があるのか。あれば、スポーツや宿泊ができるようにしてもらいたい。	検討中			現在の指定管理期間が終了する平成25年度末までに、廃止や譲渡を含めた施設のあり方を検討しているところです。
276	12 その他	難病連でも毎年県に要望書を出したり、全国心臓病の子供を守る会山梨県支部も知事に要望しているが、一向に進展することがないので、しっかりやってもらいたい。	御意見は業務推進の参考とします。			